

(案)

**新城市パートナープラン**  
(第2次新城市男女共同参画プラン)  
【後期計画】

令和8年3月  
新 城 市

# 目 次

<b>はじめに</b> .....	1
<b>第1章 計画の策定にあたって（後期計画策定にあたり付記）</b> .....	3
1 計画策定の背景 .....	3
2 計画策定の趣旨 .....	5
3 計画の位置付け .....	6
4 計画の期間 .....	6
5 計画の名称 .....	6
<b>第2章 新城市的状況</b> .....	7
1 新城市を取り巻く状況 .....	7
2 第2期前期計画の達成状況 .....	11
3 新城市的男女共同参画の現状・課題 .....	13
目標1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重 .....	13
目標2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進 .....	21
目標3 就業の場での女性の活躍促進 .....	24
目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実 .....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	28
1 基本理念 .....	28
2 基本目標 .....	29
3 施策の体系 .....	31
<b>第4章 施策の展開</b> .....	33
基本目標1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重 .....	33
基本目標2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進 .....	38
基本目標3 就業の場での女性の活躍促進 .....	42
基本目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実 .....	46
成果指標 .....	49

<b>第5章 計画の推進</b>	<b>50</b>
1 協働による計画の推進	50
2 計画の推進体制と評価	50
<b>参考資料</b>	<b>51</b>
1 新城市男女共同参画審議会条例	51
2 新城市男女共同参画審議会委員	53
3 策定経過	54
4 男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き（年表）	56
5 用語解説	62



# はじめに

## 新城市パートナープランとは

新城市男女共同参画計画の名称で、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として策定するものです。

新城市総合計画と連動し、「男女共同参画社会基本法」に定める市町村計画とします。

第2次新城市男女共同参画プランから新城市パートナープランとしています。

男性、女性、性的少数者、国籍などに関わらず、市民同士の関係を広義の意味で「パートナー」とし、様々な人々が共同して参画していくための考え方をこの計画で示すものです。

## 第2次新城市男女共同参画プラン後期計画とは

令和2年に策定した第2次新城市男女共同参画プラン（計画期間12年）の中間見直しとして、前期が令和7年度で終了し、令和8年度から後期が開始するため、策定するものです。

平成21年2月、第1次新城市男女共同参画プラン策定  
前期計画（2008年度～2011年度）

平成24年 中期計画（2012年度～2015年度）

平成28年 後期計画（2016年度～2019年度）

令和2年3月、 第2次新城市男女共同参画プラン策定  
前期計画（2020年度～2025年度）

令和8年3月、 第2次計画中間見直し  
後期計画（2026年度～2031年度）

前期計画の達成状況（詳細は11ページを参照）や社会の変化、国の動きなど（詳細は3ページ「計画策定の背景」を参照）に伴い、計画を見直し、後期計画を策定します。

## 社会の変化

少子高齢化社会が更に進行しています。これに対処するためには、年齢や性別、立場の違いを乗り越えて互いに多様な価値観を認め、誰もが貴重なパートナーとして参画できる社会が求められています。

## 国の動き

- ① 平成12年12月、「第1次男女共同参画基本計画」閣議決定、以後5年ごとに計画を見直し、令和8年3月までには「第6次男女共同参画基本計画」を策定する方向です。
- ② 女性活躍推進法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」は、更に10年延長になり、内容を強化する見込みです。
- ③ L G B T 理解増進法「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を令和5年6月に公布・施行しました。
- ④ 性犯罪法を令和5年6月改正し、内容を強化しています。
- ⑤ 女性支援新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を令和6年4月に施行しました。

## 県・市の動き

愛知県は、平成13年3月、「あいち男女共同参画プラン21」を策定、令和8年3月、「あいち男女共同参画プラン2030」を策定します。

新城市は、令和2年3月に「新城市パートナープラン」を策定、その後6年間の取り組みを評価し、今後6年間の取り組みを記載した後期計画を令和8年3月に策定します。

## 計画見直しの特徴（前期計画と比べて変えた箇所）

後期計画の施策の体系（31・32ページを参照）である1つの「基本理念」、4つの「基本目標」、17項目の「施策の方向性」は、前期計画と同じですが、「施策の方向性」に基づいて実施する「基本施策」は、36項目を31項目に、「基本施策」の下の「主な取り組み」は、93事業を59事業に集約しました。

前期計画では、「基本施策」の下で展開する「主な取り組み」が市の部署ごとになるように記載していましたが、今回見直した後期計画では、部署が違う取り組みでも「主な取り組み」としての内容が同じものは、まとめて記載しました。

新規の取り組みは、基本目標1の（4）基本施策①の「困難な問題を抱える女性に関する相談支援及び体制の整備」です。

重点的な取り組みは、次の5つです。

- ・性別や立場の違いを乗り越えた誰もが参加できる研修会などを企画します。
- ・女性に関する相談があれば、状況に応じて専門部署を紹介し、一緒に解決できるようにフォローしていきます。
- ・行政区役員や各種審議会などにおいて、女性の参画を促し、女性が外に出て意見が言えるような雰囲気づくりに努めます。
- ・「ワーク・ライフ・バランス」について啓発、支援できるように施策を展開します。
- ・女性が就労しやすい環境整備が進むように啓発、支援します。



# 計画の策定にあたって

## (後期計画策定にあたり付記)

### 1 / 計画策定の背景

#### (1) 社会の変化に合わせて

日本は少子高齢化が進行し、多様な社会課題に直面しています。人口構造の変化は、働き方や家族のあり方に見直しを迫るとともに、年金が減り、負担が増えることから高齢層の経済的な不安が拡大することや社会の担い手としての貴重な戦力である女性や若者をいかに確保していくかといった持続可能な社会のために解決しなければならない重要な課題に多大な影響をもたらしています。

私たちは、年齢や性別、立場の違いを乗り越えて、全ての人々が互いに支え合い、多様な価値観を理解、共有することで、活力ある社会の実現に寄与する必要があります。一人で行うことには限界があります。持続可能な社会には、誰もが貴重なパートナーとして助け合い、個性を尊重し、対等に関わりながら参画することが期待されています。

新城市では、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和6年4月から施行しています。これは、従来の夫婦・家族の在り方と違う自由な生き方を制度として支援するもので、多くの自治体でも取り入れています。

#### (2) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置付けています。この基本法に基づき、平成12年12月に「第1次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

以後、5年ごとに計画を見直し、令和8年3月には「第6次男女共同参画基本計画」を策定する方向です。その中では、目指すべき社会として以下の4つの項目を提示し、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていきます。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

第5次計画との相違点は、性別による固定的役割分担意識の解消、男性の育児参加推進、性暴力等への対応強化、多様な生き方を支える基盤整備など、今までの内容より、更に踏み込んだ取り組みを明記して、更なる推進を図っていくといった点です。

また、当初10年間の時限立法として整備された女性活躍推進法「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が延長され、令和8年度には大幅に改正され、内容が強化される予定です。

女性版骨太の方針2025「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」も示され、そこには、次の5つの方針が明記されています。

- I 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- II 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- III あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- IV 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- V 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

「LGBT理解増進法」が令和5年6月に公布・施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」です。LGBTに関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、LGBTに関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、LGBTなどに寛容な社会の実現に資することを目的としています。

「性犯罪法」(令和5年6月改正、7月施行)の内容が強化されています。「性犯罪法」は、性犯罪を防止し、被害者を保護することを目的とした刑法などの法律群の総称です。特に今回の刑法改正により、性行為への同意の有無を重視した「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」が創設されたことや、盗撮行為を処罰する「性的姿態等撮影罪」が設けられたことが大きな特徴です。これらの法改正は、性犯罪に対する社会の理解が深まり、被害者保護の強化が進められた結果です。

「女性支援新法」として「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されました。女性であるがゆえに、暴力や貧困、健康問題など様々な課題に直面することに対し、相談窓口の設置や支援プログラムの提供を通じて、生活の安定と自立をサポートする取り組みについて記載されています。

### (3) 愛知県の動き

平成13年3月に愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しています。また、平成14年4月には、「愛知県男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会を形成するための様々な施策を総合的・計画的に推進しています。

平成28年3月には、「あいち男女共同参画プラン2020」、令和3年3月には、「あいち男女共同参画プラン2025」、令和8年3月には、「あいち男女共同参画プラン2030」へと改定する方向で、重点目標として「あらゆる分野における女性の活躍の促進」、「男女共同参画社会に向けての意識改革」、「安心して暮らせる社会づくり」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みを効果的に進めています。

## 2 / 計画策定の趣旨

新城市では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成21年2月に総合計画と連動した男女共同参画プランを策定しました。

その後、平成24年に中期計画となる「新城市男女共同参画プラン中期2012～2015」、平成28年に後期計画となる「新城市男女共同参画プラン中期2016～2019」、令和2年3月に「新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン）」を策定し、計画の理念である男女共同参画社会の実現を目指し、各事業を推進しています。

この度、これまでの本市の取り組みについて評価、見直しを行い、社会的な背景や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、後期計画を策定します。

また、計画の実行性を確保するため、市民、関係団体、有識者などで構成する新城市男女共同参画審議会において、継続してプランの推進状況や取り組みの評価・点検を行い、施策への反映を図っていきます。

### 3 / 計画の位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「あいち男女共同参画プラン2030」、市の「第2次新城市総合計画」との整合性を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための指針として策定します。

また、本プランの「基本目標1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として、「基本目標3 就業の場での女性の活躍促進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

### 4 / 計画の期間

プランの計画期間は、令和2年度から令和13年度までの12年間とします。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
プラン	第1次	新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン）											
	後期	前期計画						後期計画					
	策定	見直し						評価・検証					
総合計画	第2次新城市総合計画												
	前期計画				中期計画				後期計画				第3次
	見直し				見直し				見直し				

### 5 / 計画の名称

本計画の名称は、「新城市パートナープラン」とします。本計画では、男性、女性、性的少数者、国籍などに関わらず市民同士の関係を広義の意味での「パートナー」ととらえています。



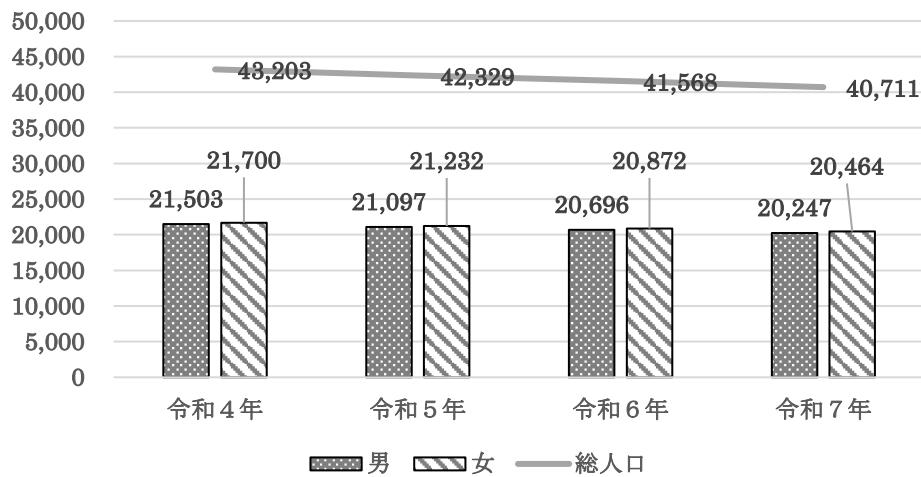
## 新城市的状況

### 1 新城市を取り巻く状況

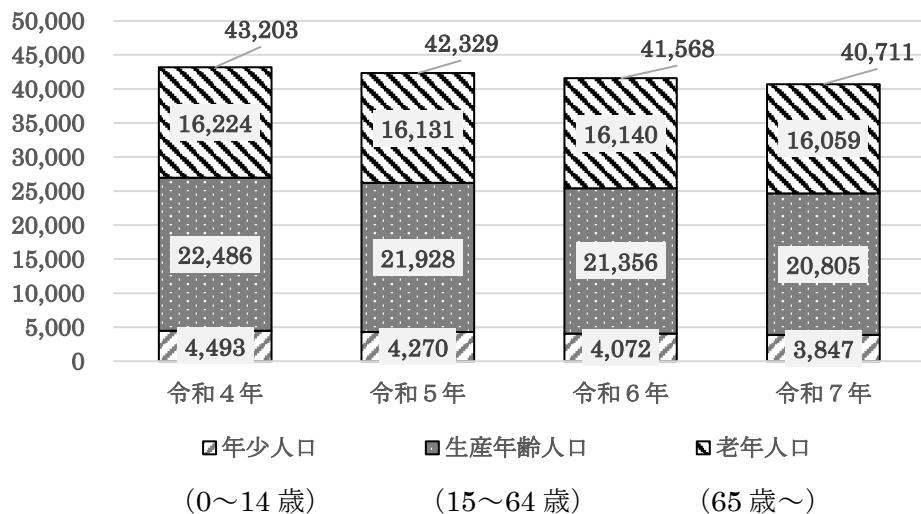
#### (1) 人口の状況

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和7年で40,711人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、全ての区分において人口減少が進んでいます。

性別総人口の推移



年齢3区分別人口の推移

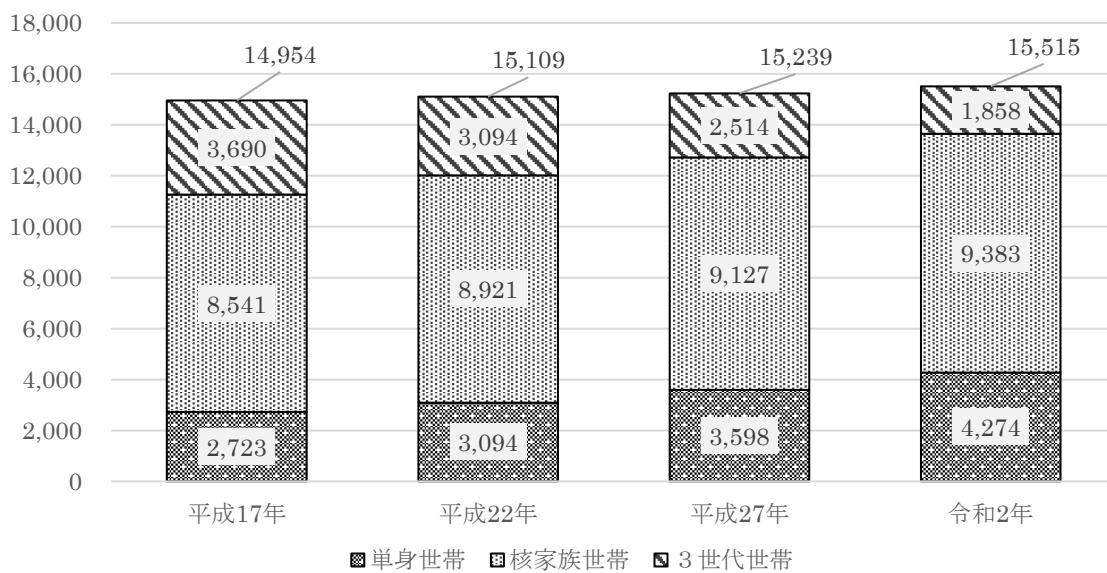


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 日本人人口）

## (2) 世帯の状況

本市の3世代世帯は減少している一方で、単身世帯、核家族世帯は年々増加しており、核家族化が進行しています。特に単身世帯が大きく増えています。

世帯区分ごとの数の推移

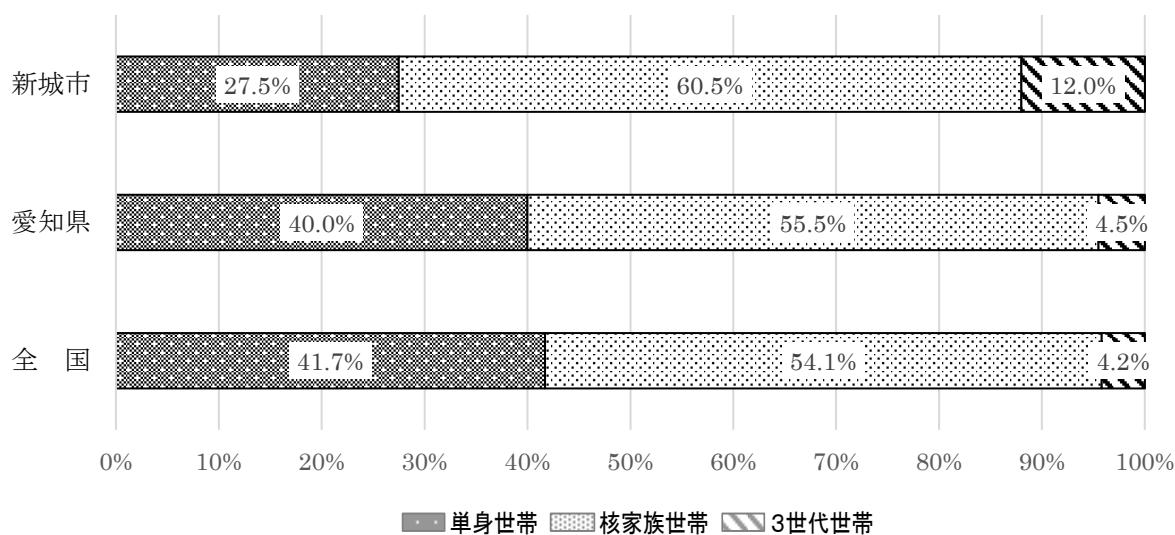


資料：国勢調査（注1：上記3類型外の世帯があるため、合計世帯数は総世帯数ではない）

（注2：令和2年総世帯数16,593、うち、その他世帯1,078）

しかしながら、本市の単身世帯の割合を県・国と比較すると27.5%と低く、また、3世代世帯の割合を県・国と比較すると12.0%と高くなっています。

世帯区分の割合（国・県比較）



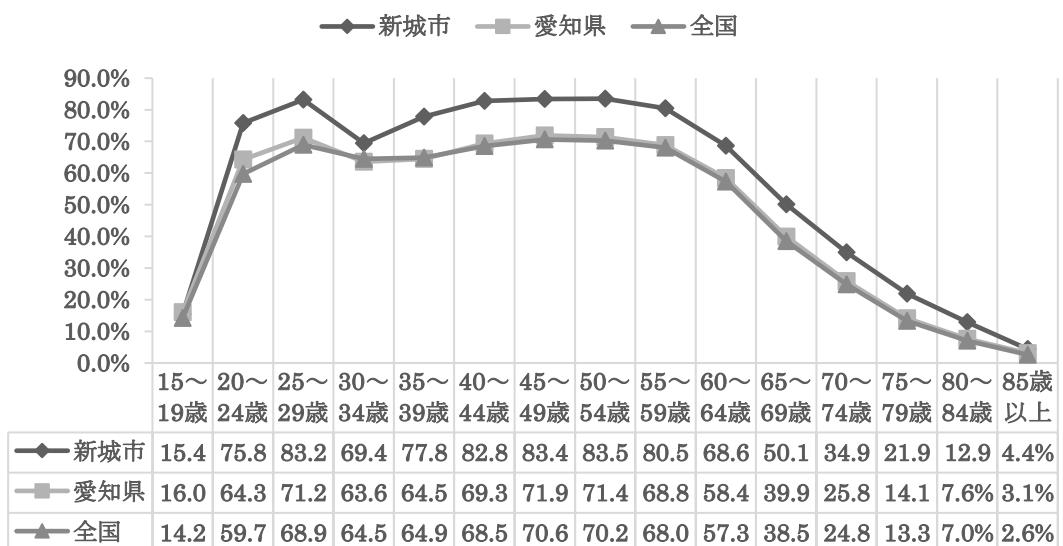
資料：国勢調査（令和2年）

### (3) 就労の状況

#### ① 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を国、県と比較すると、ほぼ全ての年代で、国・県を上回っています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）

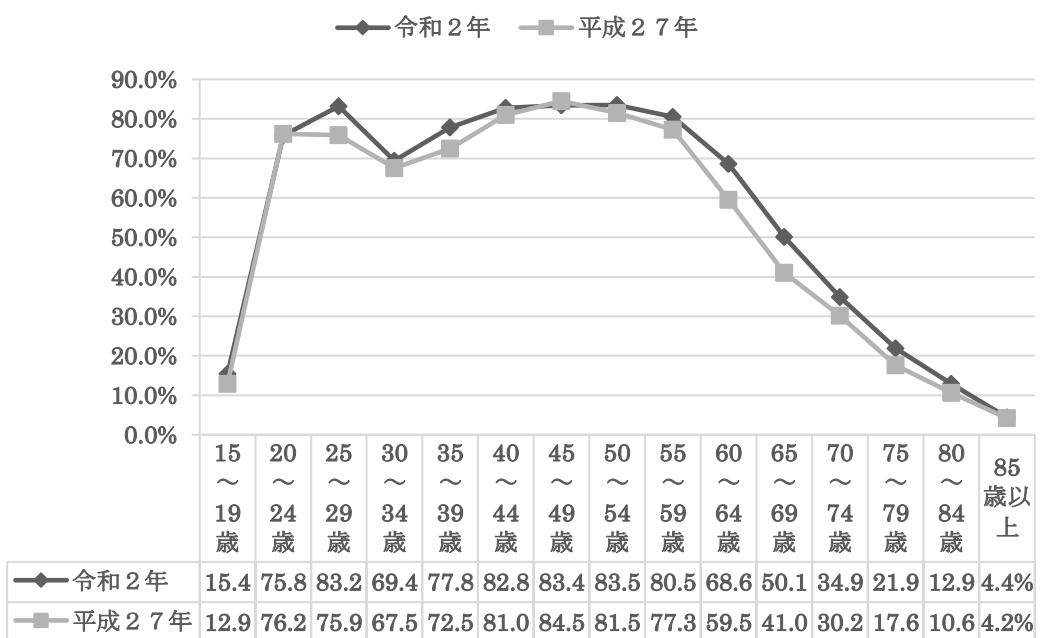


資料：国勢調査（令和2年）

#### ② 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。

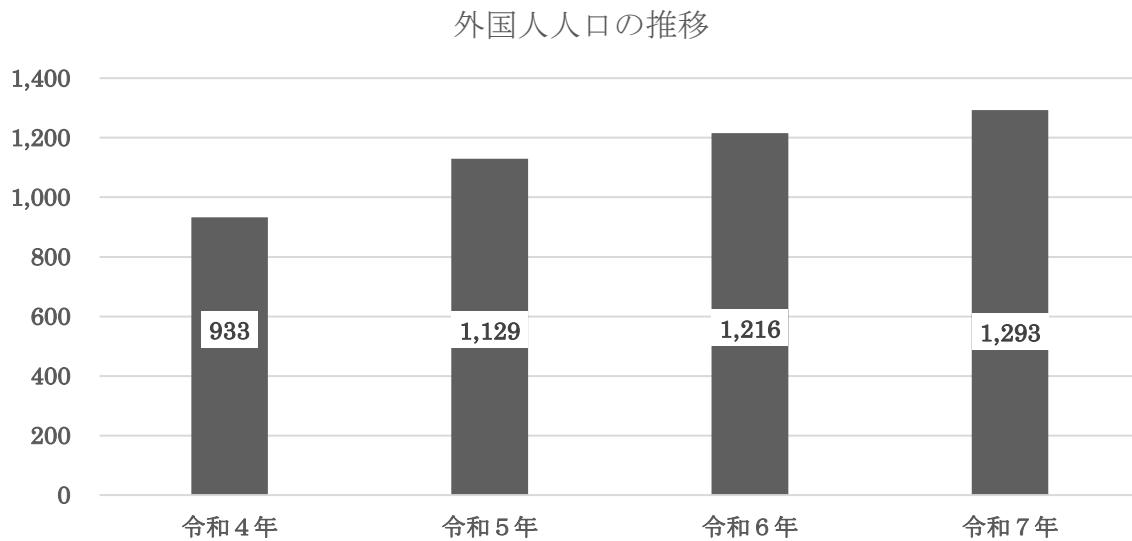
女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

#### (4) 外国人口の推移

本市の外国人人口は、年々増加しており、令和7年では1,293人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## 2 / 第2期前期計画の達成状況

新城市男女共同参画プランで、設定された指標等の結果は以下のとおりです。

※数値目標の ↑ または ↓ は、現状（R6）からの傾向を示しています。

基本目標	指 標	計画策定時 (H30)	計画目標 (R13)	現状 (R6)	評価
基本目標1	男女共同参画社会の周知度	52.1%	↑	61.3%	○
	固定的性別役割分担意識に賛成する人の割合	市民全体 22.8% 60歳以上 32.8%	市民全体 15.0% 60歳以上 20.0%	市民全体 18.0% 60歳以上 21.0%	△
	学校教育の場での平等感	53.8%	↑	51.0%	×
	子育てに参加している父親の割合	93.0%	96.0%	98.0%	○
	DVを受けた経験のある方の割合	14.9%	↓	17.6%	×
	DVを受けた経験のある方で「どこにもだれにも相談していない」と回答した割合	60.0%	↓	47.8%	○
	LGBTの周知度	44.6%	80.0%	65.5%	△
基本目標2	社会全体における男女の地位の平等感	12.9%	↑	17.2%	○
	女性区長の割合	0.0%	5.0%	0.7%	△
	防災会議における女性の参画率 (参考: 避難所担当職員の女性参画率)	9.8%	20.0%	10.0% (35.7%)	△
	審議会の女性委員の割合	25.1%	40.0%	25.2%	△
	女性人材バンクの登録者数	20人	45人	42人	△
	市職員管理職に占める女性の割合 (課長級以上・一般行政職のみ)	8.3%	10.0%	13.9%	○
基本目標3	管理的職業従事者に占める女性の割合	18.2%	20.0%	13.2%	×
	新城市で「ファミリーフレンドリー企業」に登録している企業数	11件	↑	13件	○
	「子育てを応援するためのサービス」の満足度	74.3%	↑	76.0%	○
	市職員男性の育児休業取得率	10.3%	15.0%	58.8%	○
基本目標4	「健康づくり支援」の満足度	72.0%	↑	73.7%	○
	「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	65.5%	70.0%	68.1%	△
	「障がい者の自立支援や福祉対策」の満足度	66.1%	70.0%	69.9%	△
参考	女性の就業者数（就業率）	10,671人 (就業率 50.2%)	↑	10,419人 (就業率 52.1%)	
	女性就業者のうち、役員及び自営業主数	805人 (3.4%)	↑	816人 (7.8%)	
	女性起業者数（1年あたり）	1人	3人	20人	

市民アンケートの結果（令和6年度に実施）における第2期前期計画の達成状況について、あらゆる分野への促進につながる指標である、「男女共同参画社会の周知度」が9.2ポイントの増、「固定的性別役割分担意識に賛成する人の割合」が4.8ポイント減、子育てに参加している父親の割合が5.0ポイントの増、「社会全体における男女の地位の平等感」が4.3ポイントの増、「『子育てを応援するためのサービス』の満足度」が1.7ポイントの増となっていて、目標をほぼ達成しています。

一方、目標を達成できなかった指標をみると、「学校教育の場での平等感」が2.8ポイントの減、となっています。

また、「DVを受けた経験のある方の割合」が2.7ポイントの増ですが、「DVを受けた経験のある方で「どこにもだれにも相談していない」と回答した割合」が12.2ポイントの減となっています。

就業環境と就業条件の整備につながる指標である「女性の就業者数（就業率）」及び「女性の就業者のうち、役員及び自営業主数」は、いずれも策定時の数字を上回っていて、改善がみられましたが、「管理的職業従事者に占める女性の割合」は、5ポイントの減となっていました。

防災会議委員は、各種団体等役員の充て職が多いので、女性が比較的少ないのでですが、地域の防災担当や避難所担当職員は、幅広い人が関わっているため、女性の参画が多くなっています。

「市職員管理職に占める女性の割合」や「市職員男性の育児休業取得率」は、大幅に増えています。



### 3 新城市の男女共同参画の現状・課題

第2次新城市男女共同参画プラン前期令和2年～令和7年の目標ごとに本市における男女共同参画を取り巻く課題を整理しました。

#### 目標1 男女共同参画社会に向けての意識改革、人権の尊重

##### (1) 固定的な性別役割分担意識について

男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中にある性別に基づく固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見が課題となっています。

「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な性別役割分担意識（アンコンシャスバイアス）は、個人としての能力の発揮や、活動の選択を制限するもので、男女共同参画が進まない要因となっています。

特に男性の意識改革は、男性自身にとっても暮らしやすい社会の形成につながる点として重要です。

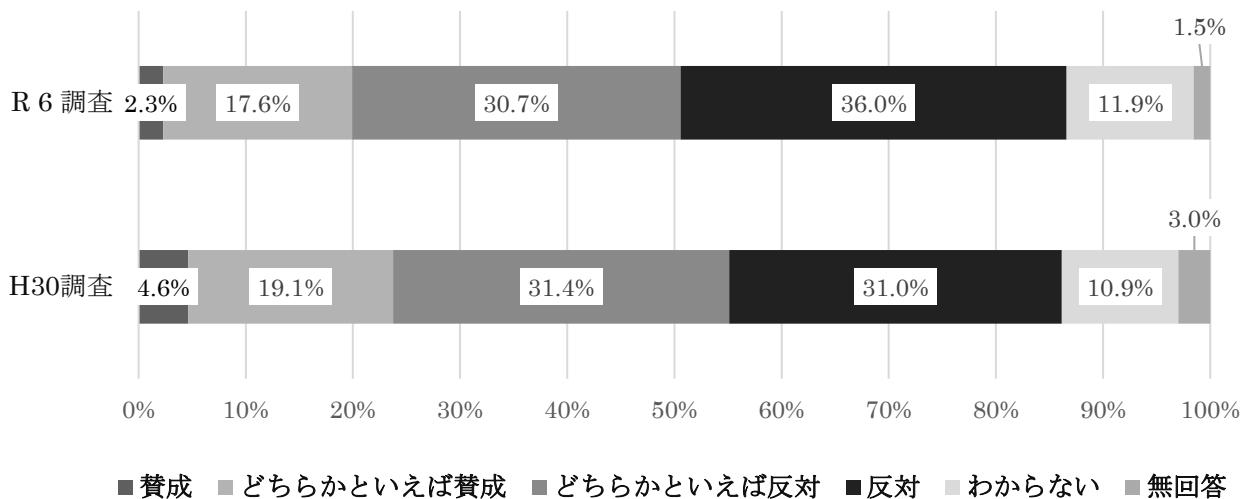
市民アンケート調査結果では、女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいに「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が19.9%、「反対」「どちらかといえば反対」が66.7%となっており、前回調査と比較すると、「賛成」の割合が3.8ポイント減少、「反対」の割合が4.3ポイント増加していて、意識の変化はみられるものの、未だに固定的な性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。

引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても、女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。

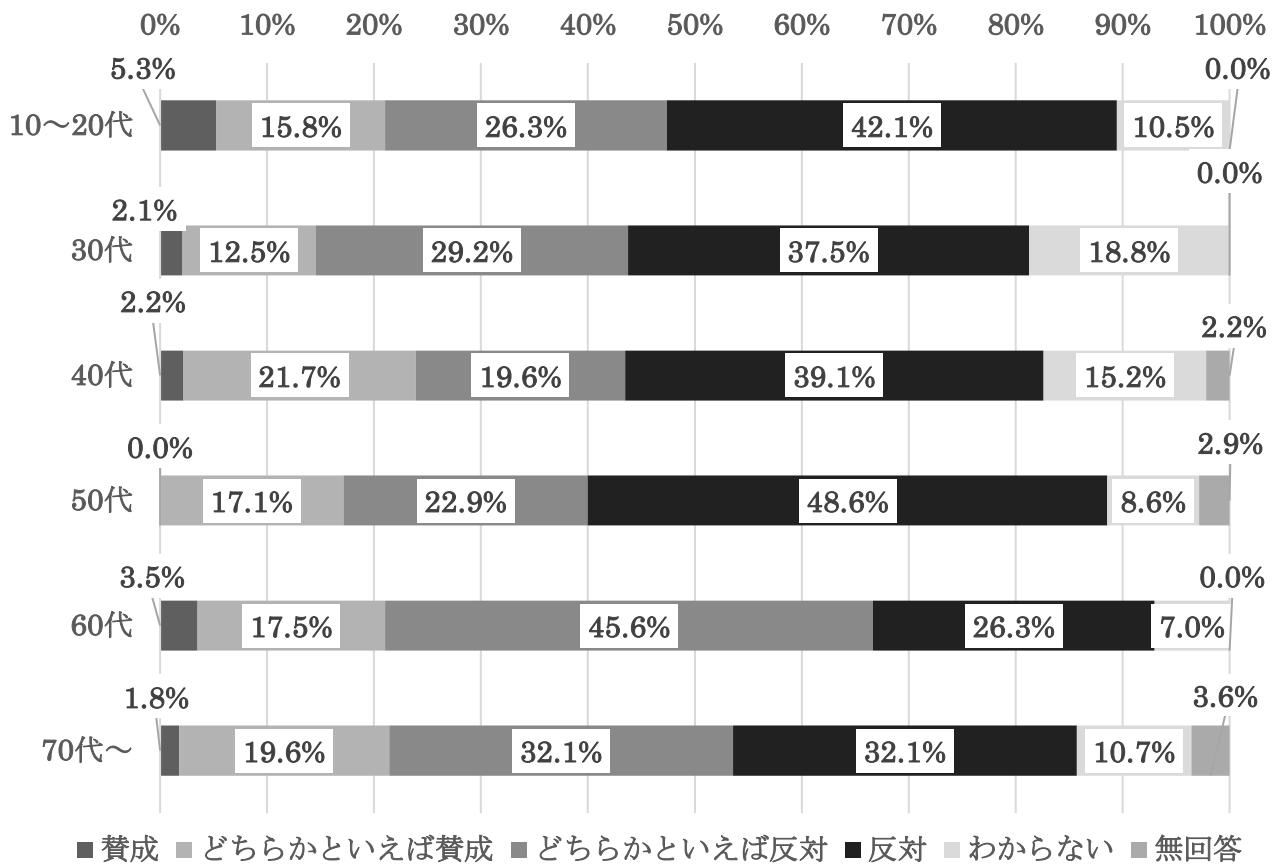
また、市民レベルで、男女平等意識についての話し合いの場や人権意識の高揚に向けた取り組みが求められます。

「女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいか」という考え方について  
(前回との比較)

回答数 H30 : 303、R6 : 261

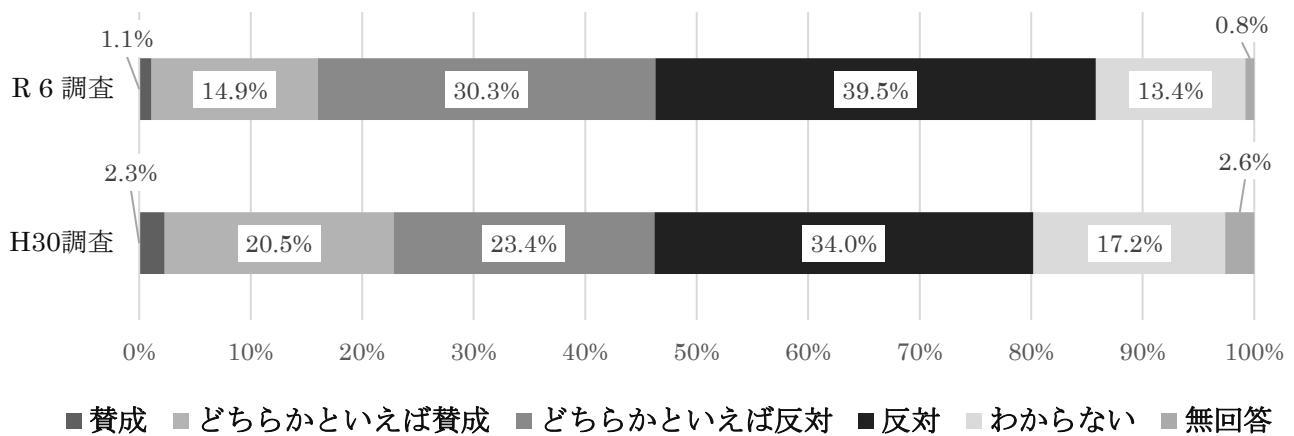


「女性は結婚したら、家庭を中心に生活した方がよいか」という考え方について  
(年代別)

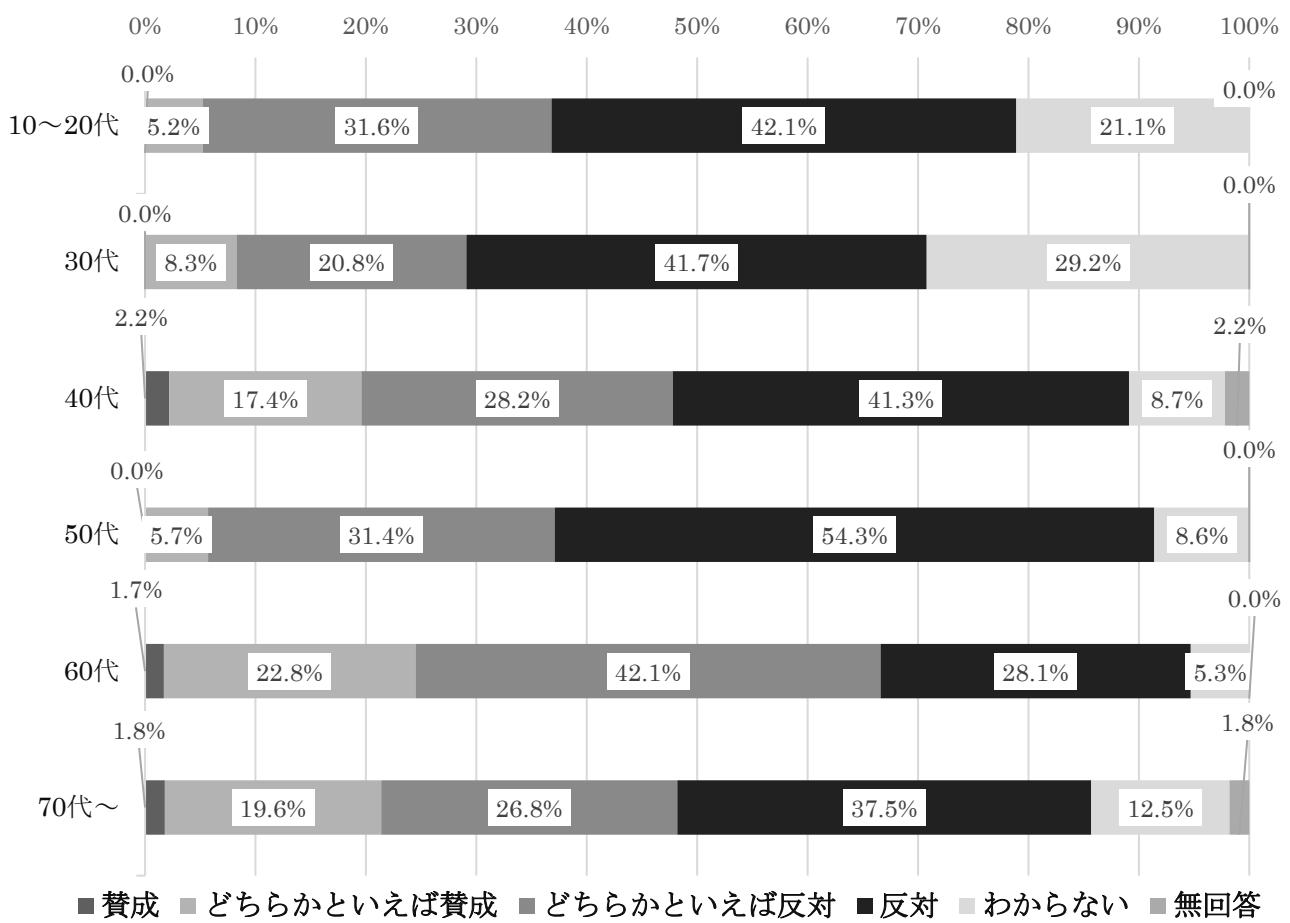


「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について  
(前回との比較)

回答数 H30 : 303、R6 : 261



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について  
(年代別)



## (2) 男女共同参画社会を担う人材育成について

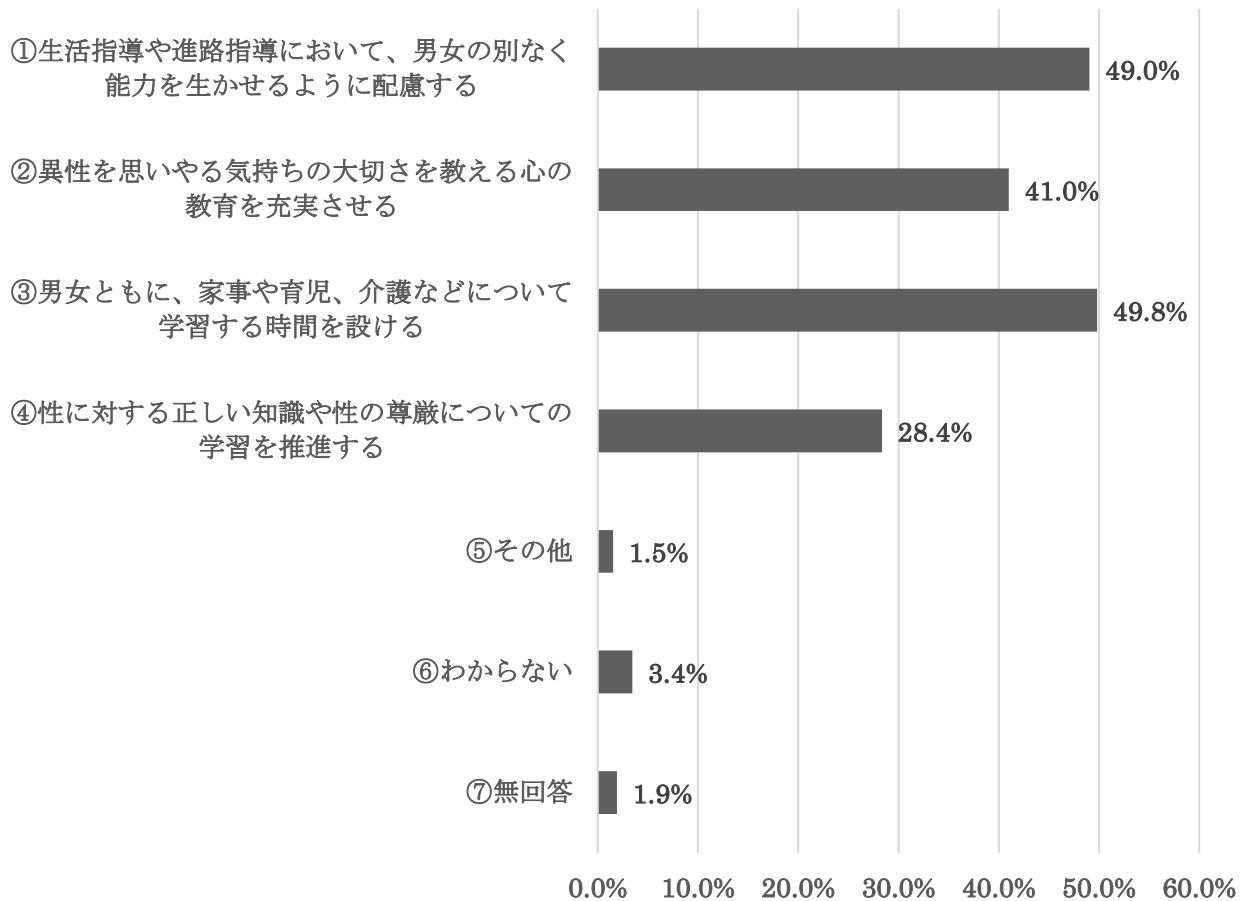
次世代を担う子どもたちについては、人権を尊重する感性を育み、自他の人権を大切にしながら、一人ひとりが将来を見据えて自己を形成できる教育を充実することが求められます。

市民アンケート調査結果では、男女平等の意識を育てるために、「生活指導や進路指導において、男女の別なく能力を生かせるように配慮する」が49.0%、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」が49.8%となっています。

学校教育の場だけでなく、家庭・地域など社会のあらゆる分野においても、性別や国籍に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきことについて  
(2つまで回答可)

回答数 261



### (3) DV（ドメスティックバイオレンス）に関する認識について

DVによる被害の相談件数は全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、県の基本計画でも最重要課題の一つとして取り上げられています。

DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。

また、幼少期から男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

市民アンケート調査結果によると、DVをされた経験があると回答した人は、女性で23.1%、男性で10.1%となっています。

また、DVを受けたことに対して、「どこ（だれ）にも相談しなかった」の割合が52.2%と最も高くなっています。

「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由は、全体では、「相談するほどのことではないと思ったから」が45.8%、「自分にも悪いところがあると思ったから」が20.8%となっており、特に女性では男性に比べ「相談しても無駄だと思ったから」が高い割合となっています。

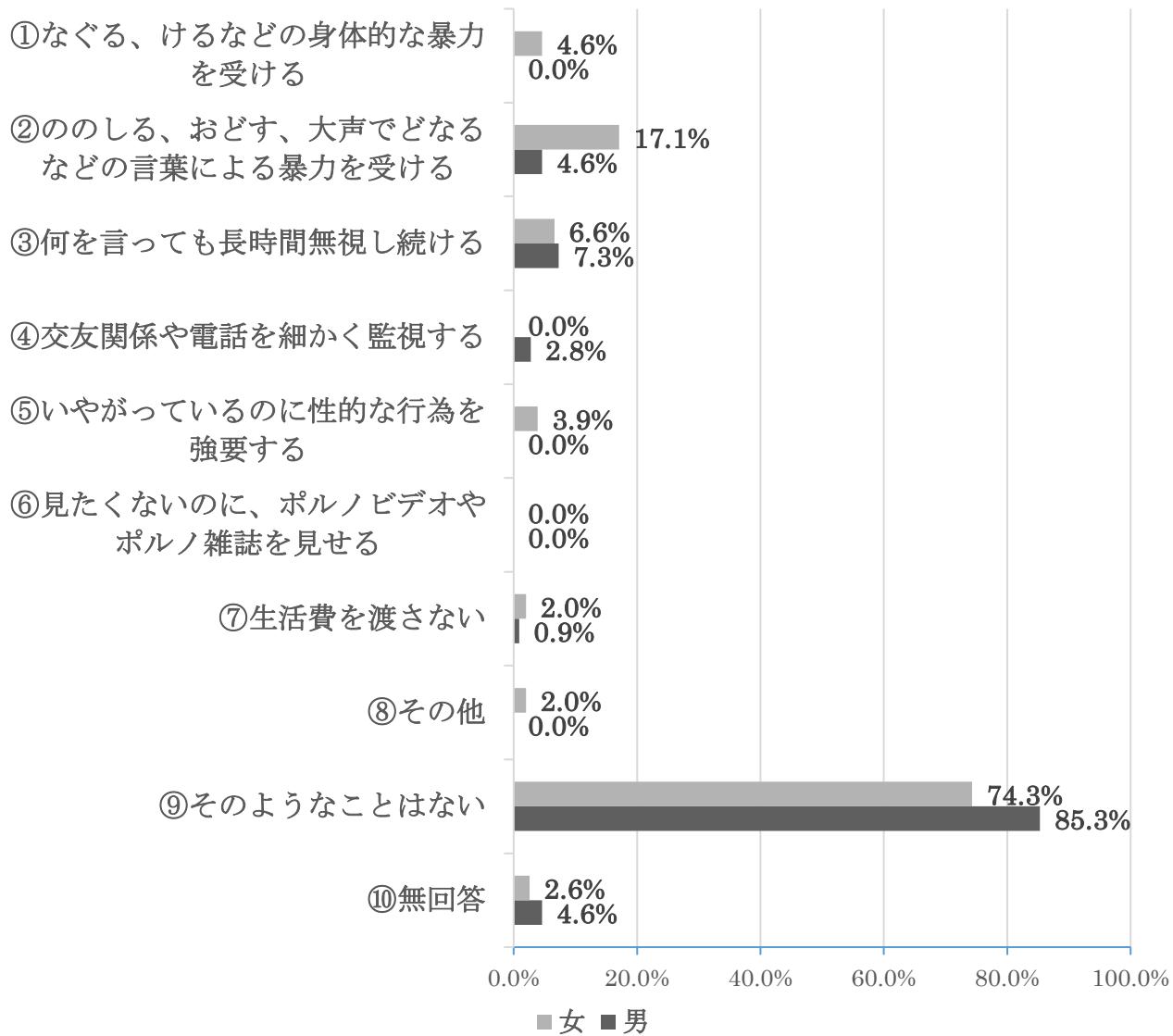
こうした被害を軽減するには、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、教育や啓発の充実を図ることが必要です。

また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることができます。

更に被害からの心身の回復のための取り組みの推進との確な対応、加えて、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

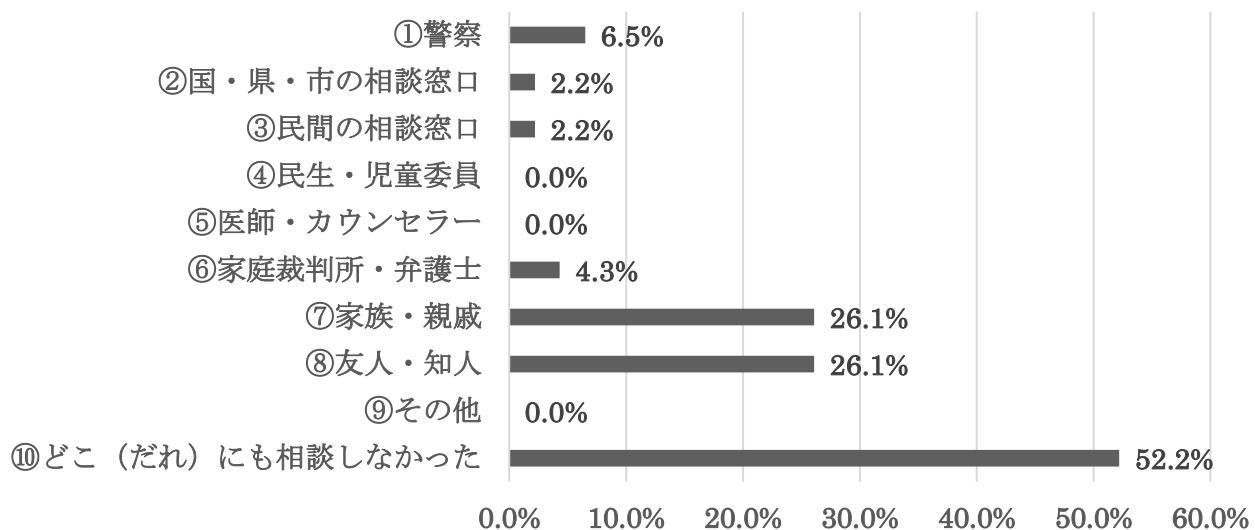
### DVされた経験について

回答数 女性：152 男性：109



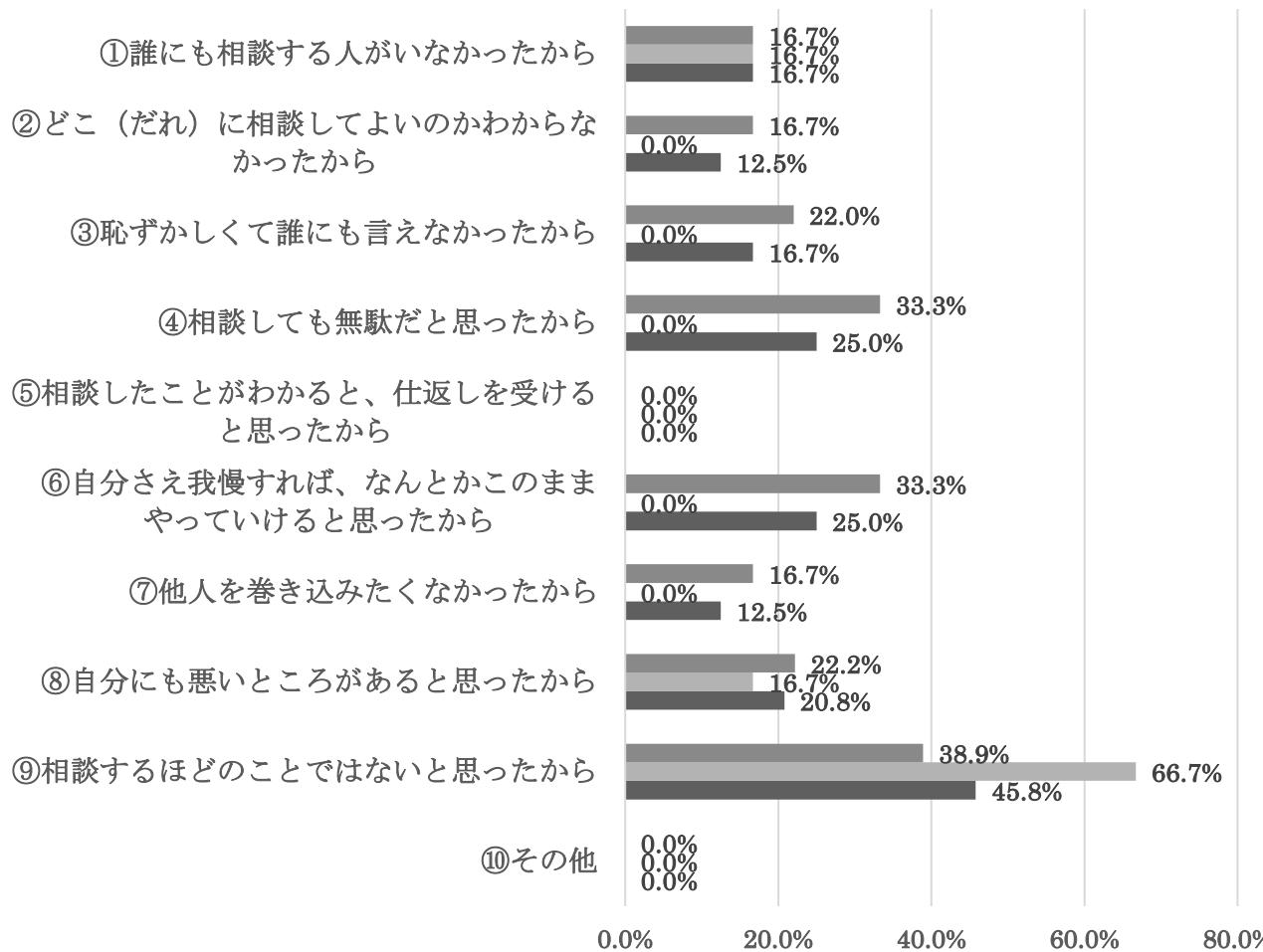
D Vされた経験のある方の相談先について（複数回答可）

回答数 46



どこ（だれ）にも相談しなかった理由

回答数 24



■女 ■男 ■全体

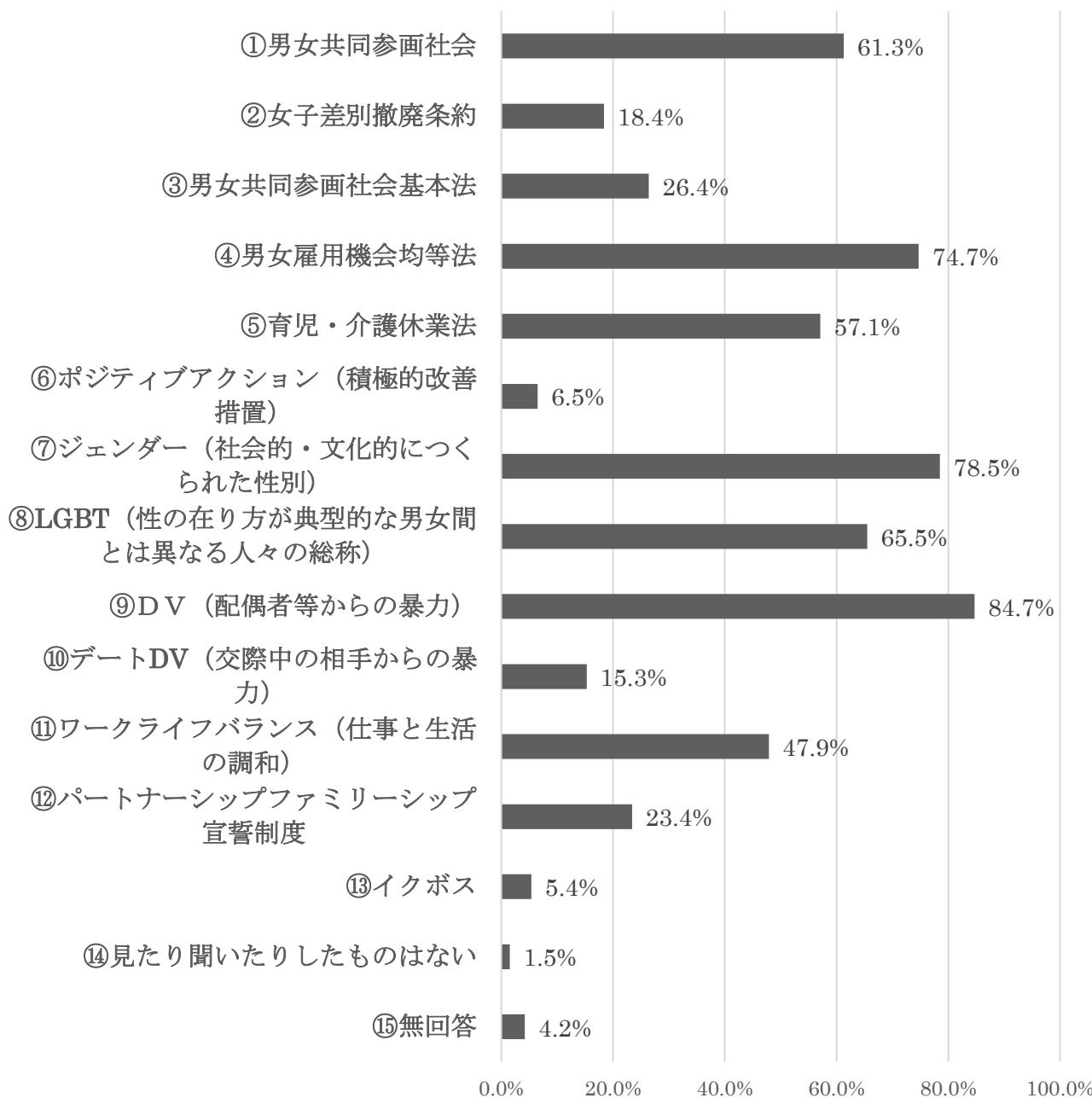
#### (4) 男女共同参画社会に関する言葉への認知度について

市民アンケート調査結果によると、LGBTQ（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョンング/クィア）といった性の在り方が典型的な男女間とは異なる人々の総称）の認知度は4割程度となっており、LGBTQの理解に向けた啓発活動等を進めていくことが重要です。

今後も、女性と男性の身体機能の違いや、LGBTなどの性的マイノリティ（少數者）に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てる必要があります。

言葉（用語）の認知度

回答数 261



## 目標2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

### (1) あらゆる分野における男女共同参画について

男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

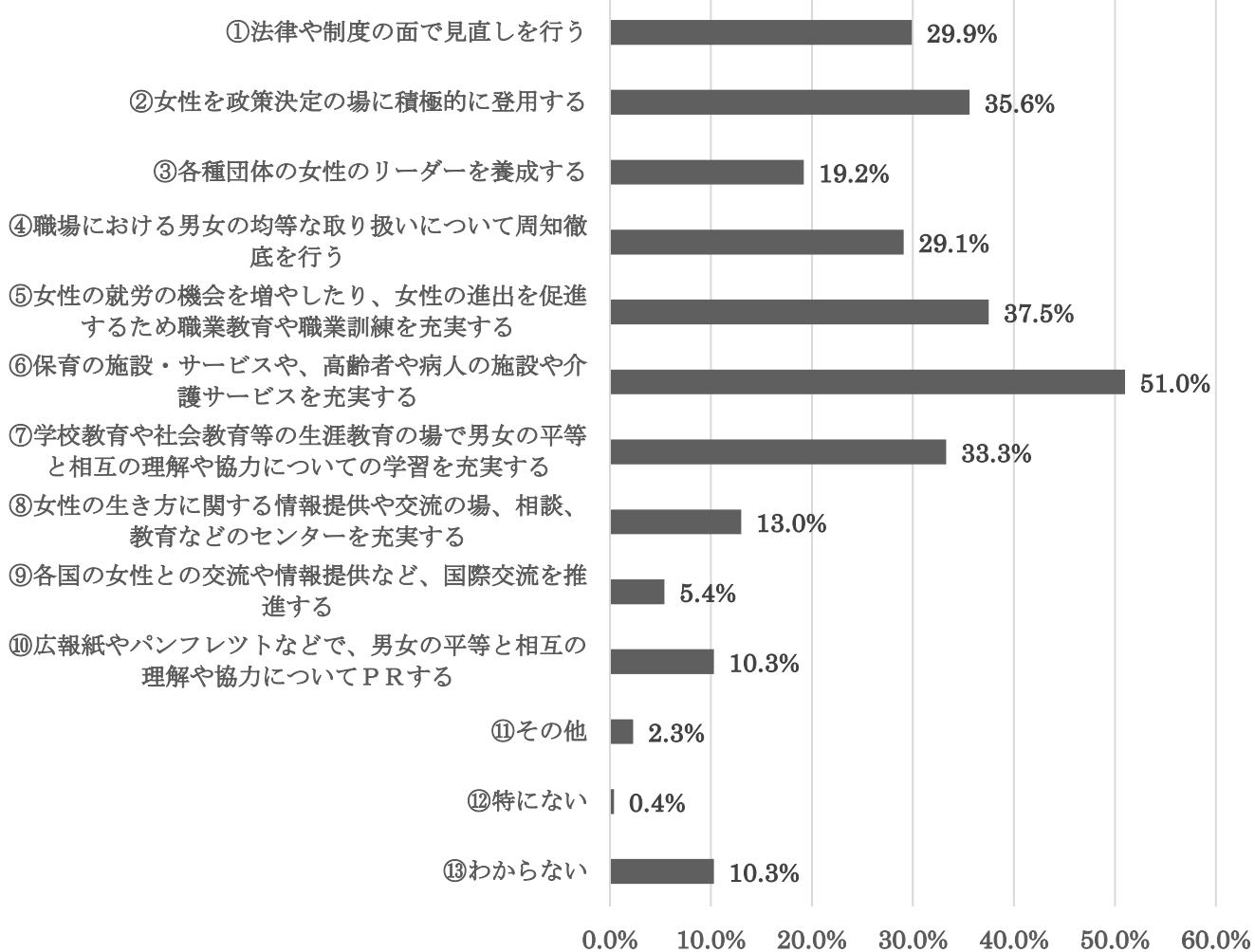
市民アンケート調査結果では、行政が男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が51.0%と最も高い割合になっています。

地域活動等への参画には、男女を問わず、仕事とのバランスのほか、参加へのきっかけづくりが重要となります。

性別や国籍などに関係なく、ともに地域活動を担う必要性について啓発するとともに、地域活動に誰もが参加しやすくなるよう検討していくことが必要です。

#### 行政が、男女共同参画社会を形成するために力を入れるべき施策について (複数回答可)

回答数 261

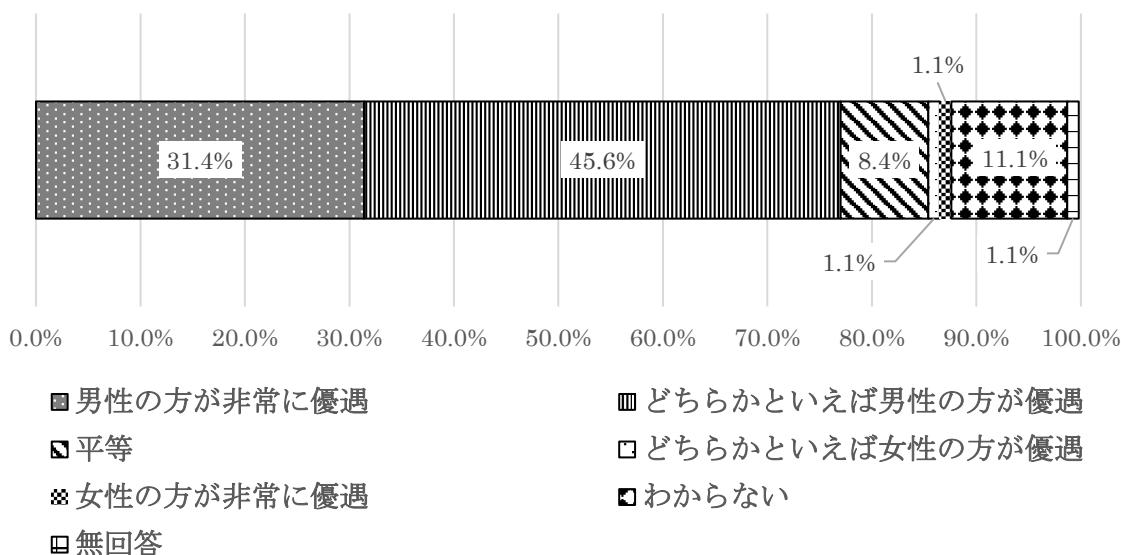


## (2) 政治の場における男女平等について

市民アンケート調査結果によると、政治の場では、「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と思う割合は77.0%と高くなっています。一方で、政治や地域での方針決定においては、性別を問わず一人ひとりが意見を言える場や参画機会が必要です。

政治の場における男女の地位の平等感について

回答数 261



## (3) 家庭生活における男女共同参画について

家庭生活においては、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任とともに担うことが大切です。

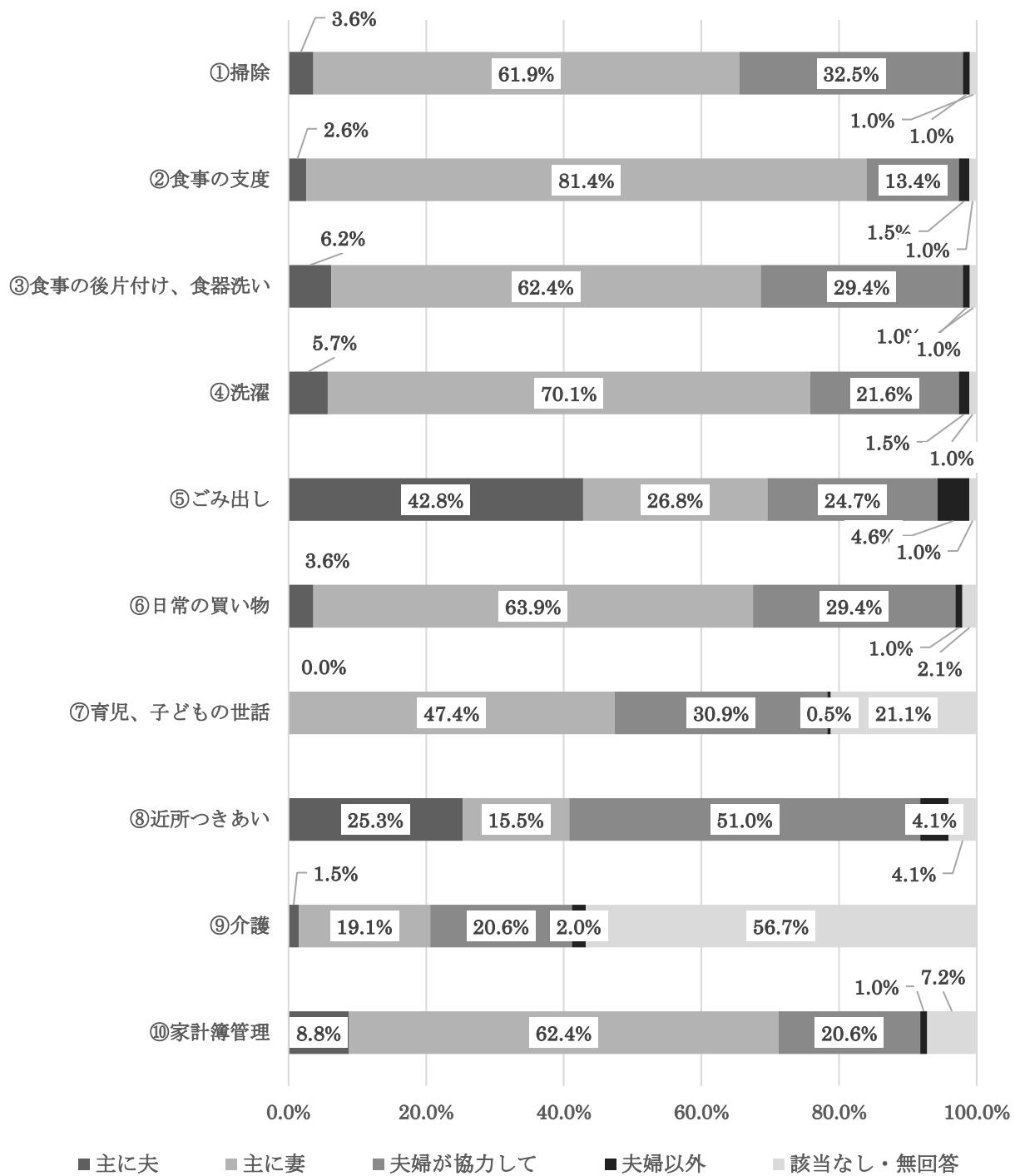
市民アンケート調査結果によると、家庭における夫妻の役割について見ると、家事や育児について、主に女性が担っています。家庭生活において、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。

家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

今後も、男女がともに協力しながら家庭生活・地域生活を過ごせるよう、家庭のみならず地域や企業に向けての啓発等の取り組みが重要です。

## 家庭における夫と妻の役割（現実）について

回答数 194



## (4) 防災分野における男女共同参画について

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震では、様々な場面において老若男女に配慮した視点が不十分な事例が報告されています。被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。

### 目標3 就業の場での女性の活躍促進

#### (1) 就業の場での男女共同参画について

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

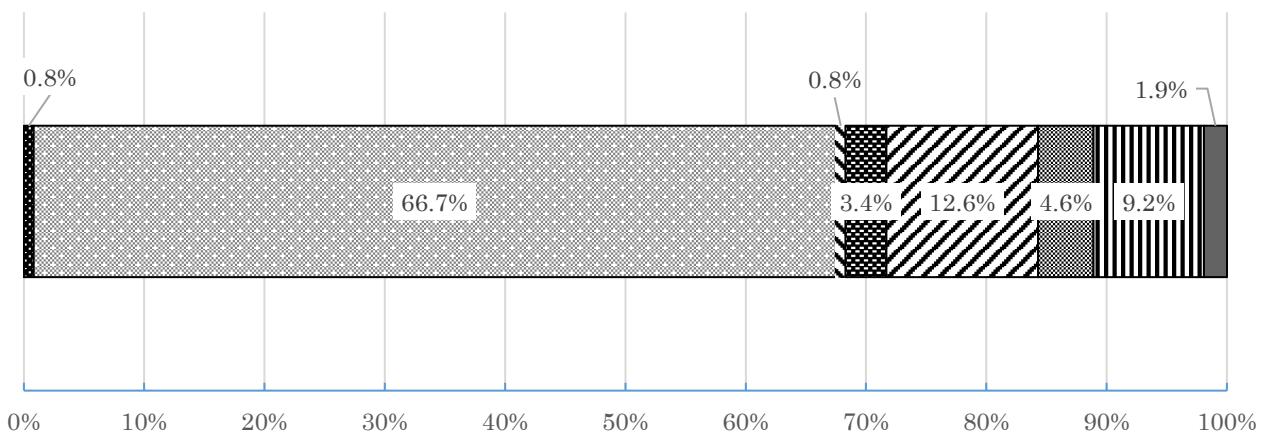
本市における女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。(9ページ参照)

市民アンケート調査結果によると、一般的に女性が仕事を持つことについて、「女性も仕事を持ち続ける方がよい」が約7割と高くなっています。また、女性が安心して働ける環境をつくるためには、「仕事と家庭の両立に職場が理解し協力する」「夫や家族が理解し協力する」「給料や仕事内容、昇進などの男女差を解消する」ことが求められています。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別や国籍などに関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めが必要です。

一般的に女性が仕事を持つことについて

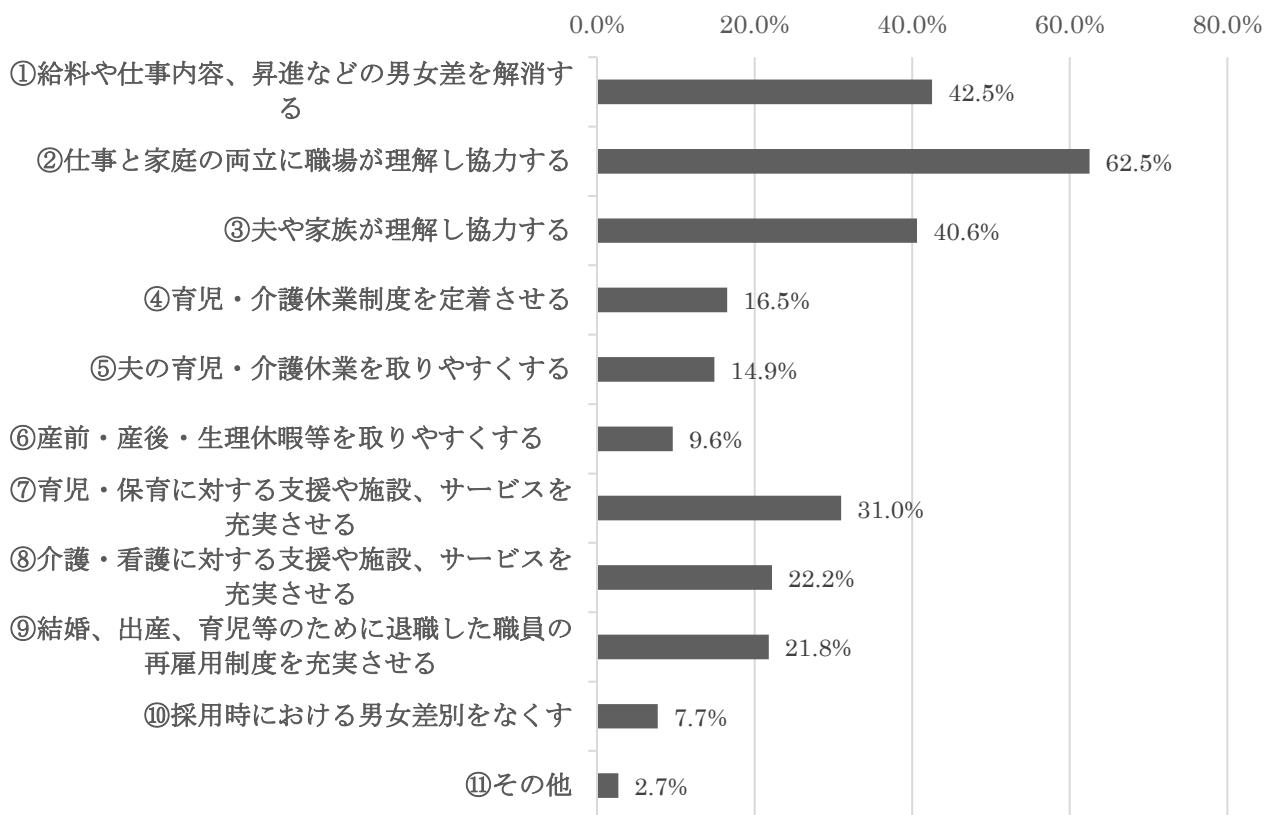
回答数 261



- ①女性は職業をもたない方がよい
- ②女性も仕事を持ち続けるほうがよい
- ③結婚するまでは職業をもつ方がよい
- ④子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- ⑤子どもができたら退職し、大きくなったら再び就職する方がよい
- ⑥その他
- ⑦わからない
- ⑧無回答

女性が安心して働ける環境をつくるために必要なことについて  
(3つまで回答可)

回答数：261



(2) 女性の就業に係る男性の働き方・生き方の見直しについて

「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどにより就業を一時中断している女性の職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

市民アンケート調査結果によると、離職した女性が、再就職を考えたときの基準として、「仕事と家事・育児・介護が両立しやすい環境で正社員として働きたい」が5割以上と高くなっています。仕事と家庭の両立について、現状では「仕事を優先している」人が多くなっていますが、理想としては、男女ともに、仕事と家庭の両立を望む人が多くなっています。

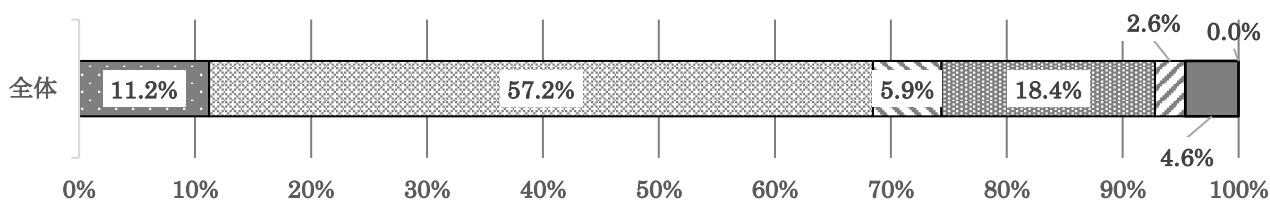
そのため、仕事と家庭生活との両立を図るために、働き方改革などにより男性の家庭生活、地域活動への参画を市全体で進めていく視点が不可欠です。

男性自身の働き方、生き方の見直しに向けた啓発や性別に関わらず家族の協力のもとで行われる子育てや介護の在り方について、周知、啓発することが必要です。

また、家庭における育児や介護の負担を軽減するためには、保育や介護のサービス充実に努めることが求められます。

## 離職した女性が、再就職を考えたときの基準について

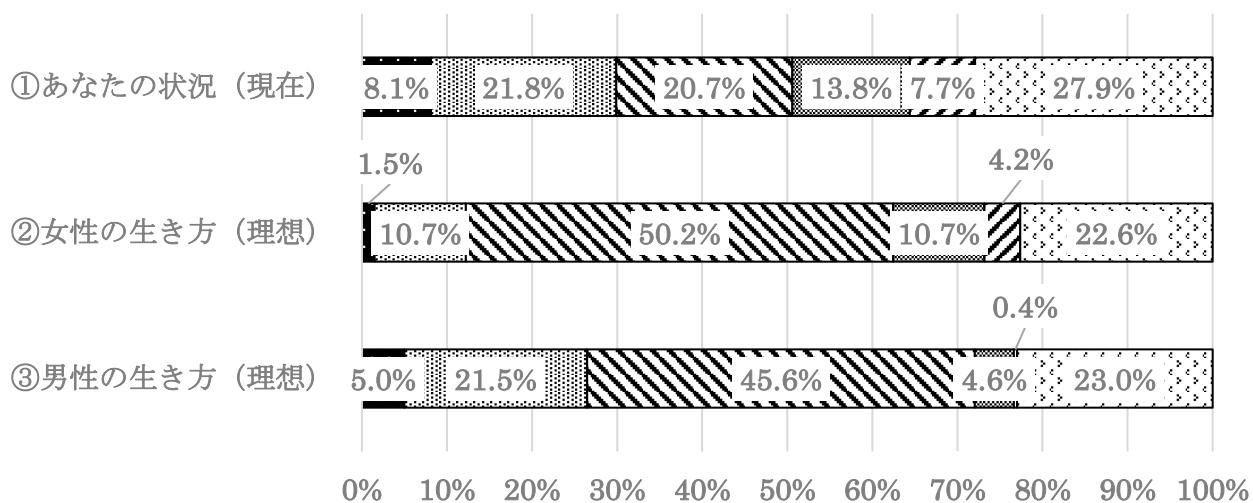
回答数 152



- ①これまでの知識や経験を生かして、正社員として働きたい
- ②仕事と家事・育児・介護が両立しやすい環境で正社員として働きたい
- ③これまでの知識や経験を生かして、パート・アルバイトとして働きたい
- ④働く時間や場所を考え、パート・アルバイトとして働きたい
- ⑤その他
- ⑥わからない
- ⑦無回答

## 仕事と家庭の両立について

回答数 261



- 家庭生活または地域活動より、仕事に専念している（専念する）
- 家庭生活または地域活動にも関わるがあくまで、仕事を優先している（優先させる）
- 家庭生活または地域活動と、仕事を同じように両立させている（両立させる）
- 仕事にも携わるが、家庭生活または地域活動を優先させている（優先させる）
- 仕事よりも、家庭生活または地域活動に専念している（専念する）
- その他・分からぬ・無回答

## 目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

性別に関わらずお互いの人権を尊重し、健康でいきいきと暮らすことができる社会づくりは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産期、また、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージごとに、それぞれ健康上の課題があります。また、昨今はうつ病等の心の病についても問題となっており、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

本市では高齢単身者数が増えていて、要介護認定者数や障害者手帳所持者数も増加が顕著です。

一方で、3世代世帯の割合が高く、子育て・介護についても、家庭内で担っている方が多いことが想定されます。子育て・介護については、地域のつながりの希薄化に伴う保護者や介護者の孤立化、ダブルケアによる負担の増加、高齢化の進展による老々介護の問題が課題となっています。

市民アンケート調査結果では、男女共同参画社会を形成していくために、今後、行政が力を入れていくべきことは「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が5割以上と高くなっています。

そのため、困難を抱えた人が社会的に孤立せず、安心して暮らすことができるよう、支援を進めるとともに、福祉サービスの充実を図っていくことが必要です。また、要支援者に対する地域で連携した見守りや支援の拡大が必要です。

また、女性であることに起因する問題を解決するために「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。暴力や貧困、健康問題など様々な課題に直面する女性に対し、相談窓口の設置や支援プログラムの提供を通じて、生活の安定と自立をサポートする取り組みについて整備されています。市では関係機関や団体と連携して支援体制を強化していく予定です。



## 計画の基本的な考え方

### 1 / 基本理念

本市が平成31年4月に策定した「第2次新城市総合計画」では、「市民が主役のまちづくりを推進し、元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちを協働してつくる」ことが基本理念として掲げられています。

全ての市民が意欲に応じて活躍できる機会が確保され、市民・地域団体・事業者・NPO法人・関係機関等が一体となって男女共同参画社会を推進できるよう本プランの基本理念を次のとおりとしています。

市民誰もが参画・交流でき、  
性別にかかわりなく、豊かさを実感できるまち



## 2 / 基本目標

### (1) 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていくよう、固定的な性別役割分担意識などを解消し、多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、市民が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。

更に、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

### (2) 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

一人ひとりが、より良い家庭・地域づくりについて考え方行動することは、男女共同参画社会を実現するための一歩です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。

また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるよう環境整備を進めます。

更に、男女共同参画の視点を取り入れた災害時の支援の充実を図ります。

### (3) 就業の場での女性の活躍促進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、全ての人が平等に働く環境の実現が必要です。

法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現が図れるよう働き方改革を踏まえた労働時間の短縮、柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。

また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容などにおける性別を理由とする格差や差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。

#### (4) 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本であり、全ての人が互いの身体的性差を十分に理解しあい、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。

性別や年齢に関わらず、高齢期まで各ライフステージにおいて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

また、生活上の困難に陥りやすい高齢者、障がい者、ひとり親世帯や暴力にあいやすい女性が安心して暮らせるよう相談体制の充実や実情に応じた支援に取り組みます。



### 3 / 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

市民誰もが参画・交流でき、性別にかかわりなく、豊かさを実感できるまち

1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

(1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

(2) 男性にとっての男女共同参画

(3) 子どもにとっての男女共同参画

(4) あらゆる暴力の根絶

(5) 人権の尊重

2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

(1) 家庭生活への男女共同参画の促進

(2) 行政区活動への女性の参画の促進

(3) 地域づくり分野における男女共同参画の推進

(4) 防災・災害復興分野における女性や性的マイノリティの参画促進

(5) 女性の多様な意見を拾う場や交流する場の充実

(6) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

3 就業の場での女性の活躍促進

(1) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

(2) 女性のチャレンジ支援

(3) 就業環境の改善

(4) 農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

(1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

(2) 生活に困難を抱える世帯への支援

## [ 基本施策 ]

① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

① 男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進

① 幼児教育・学校教育における男女平等の推進

② 子ども支援の充実

① DV、児童虐待などへの対策及び困難な問題を抱える女性への支援

② セクシュアル・ハラスメントなどへの対策の推進

① 人権に関する啓発の推進

② 人権に関する相談の充実

③ 多様性を認め合う社会の推進

① 家庭生活における男女共同参画の促進

① 行政区活動における男女共同参画の促進

① 地域づくり、市民協働事業への参画の促進

① 男女双方等の視点に配慮した防災活動などの推進

① 多様な意見を拾う場の充実

② 市民が交流する場の充実

① 審議会などへの女性委員の登用促進

② 管理職などへの女性の任用促進

③ 女性の人材育成と人材情報の提供

① 子育て支援の推進

② 育児・介護休業制度の利用促進

③ 職場における仕事と生活の両立支援の促進

① 女性のチャレンジ支援の推進

① 労働環境の改善に関する啓発

① 家族経営協定の推進

② 起業者への活動支援

① 生涯を通じた心身の健康維持と増進

② 母子保健の充実

③ 性に関する適切な情報提供と性教育の推進

① 高齢者・障がい者の自立支援

② ひとり親世帯の自立支援

③ 困難な問題を抱える女性への支援【再掲】



## 施策の展開

### 基本目標 1 男女共同参画社会についての意識改革、人権の尊重

#### (1) 男女共同参画に関する正しい理解の促進

人権の尊重を基盤にした男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識などの払拭を図るとともに、お互いの意識改革を促すように広報・啓発活動を推進していきます。

また、より効果的な意識改革を図るために、各年代に合わせた学習・講座等の場を提供します。

##### ① 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

###### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
男女共同参画に関する広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画社会に関する講演会・講座を開催します。</li><li>市図書館に男女共同参画関連の図書を充実させるとともに特集コーナーを設けて、貸出します。</li><li>市広報やホームページ等の様々なメディアを通して、男女共同参画に関する情報を提供します。</li><li>性差別や固定的な性別役割分担意識などに基づく慣行の見直しについて広く呼びかけします。</li></ul>	市民自治推進課 生涯共育課 秘書人事課

重点

#### (2) 男性にとっての男女共同参画

男性が家庭生活と仕事、地域生活などを調和（ワーク・ライフ・バランス）させ、自立した生活を送ることができるように男性の家事、育児、介護や地域活動への参画を促進する積極的な取り組みを進めます。

また、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会を提供し、男性の育児、家事、介護の能力を高めるために支援します。

## ① 男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進

重点

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
「ワーク・ライフ・バランス」の啓発	・多様な働き方が可能な職場環境を実現できるよう企業などへパンフレットの配布などを通じ、「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)の必要性や取り組み方法を呼びかけ、啓発します。	産業政策課
市職員の両立支援 及び男性職員が育児 休業を取得しやすい 環境の整備	・市職員に毎週水曜日を「ノー残業デー」として退庁を呼びかけ、働き方を見直すように啓発します。 ・「新城市職員の子育て応援マニュアル」を通して、男性職員への育児休業などの取得の推進を図り、仕事と生活の両立を支援します。 ・「新城市職員ハンドブック」などで、育児休業制度を周知するとともに、育児休業を取得している職員の声を紹介していきます。	秘書人事課

## (3) 子どもにとっての男女共同参画

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すには、子どもの頃からの教育が重要です。

学校教育においては、子どもそれぞれの個性と能力を十分發揮し、将来を見通して自己形成することができる教育を推進します。

また、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります

## ① 幼児教育・学校教育における男女平等の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
児童生徒に係る教育活動の充実及びキャリア教育の推進	・男女の平等、相互の理解、尊重、協力について様々な教育活動を通して意識向上を図ります。 ・生徒が性別にとらわれず主体的に進路選択できるように男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進します。	学校教育課
保育士・教職員の研修の充実	・幼児、児童、生徒がお互いに思いやり、尊重できるように教育するため、教職員の研修機会を充実します。	こども未来課 学校教育課

## ②子ども支援の充実

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
子ども・子育て支援事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもと子育てに関する価値観を見直すとともに、保護者の就労や家庭の状況等に影響されず、市内のどこに住んでいても3歳以上児であれば等しく就学前教育を享受できる環境を整え、持続可能な地域社会の形成を目指します。</li><li>・令和6年度から設置した「こども家庭センター」ですべての妊産婦、子育て世帯、子どもに一体的な相談支援を行い、要支援児童等の支援に資する事業充実を図ります。</li></ul>	こども未来課 こども家庭センター

### (4) あらゆる暴力の根絶

暴力は、身体的・心理的を問わず、基本的人権を脅かし、被害を受けた人に深刻な影響を及ぼします。

配偶者などからの暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）をはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、市民の認識を高める意識啓発や予防啓発を行います。

被害者が安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるように総合的な支援体制を整備します。

令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。女性が女性であることにより、直面しやすいDVやストーカー被害、性的な被害、不安定な就労状況などの課題解決のために女性に特化した法律が整備されたことにより、女性に対する相談窓口や支援体制の強化充実を図っていきます。

### ①DV、児童虐待などへの対策及び困難な問題を抱える女性への支援

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
DV被害防止の啓発及び被害者などへの相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・DVが正しく理解されるよう、広報紙や冊子などで広く市民に啓発します。</li><li>・家庭児童相談員を置き、DV被害・加害者や児童虐待についての相談にあたります。</li><li>・新城設楽福祉相談センター・愛知県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）・医療機関・警察との連携を図り、対応していきます。</li></ul>	こども家庭センター

事業名	事業概要	主担当課
児童虐待の防止と対応、支援	・児童虐待の予防、発見、事後までの切れ目ない対応ができるように新城市要保護児童対策地域協議会を中心[new]新城設楽児童・障がい者相談センターなど関係機関との連携強化を図っていきます。	こども家庭センター
高齢者・障がい者虐待の防止と対応、支援	・高齢者虐待などの予防、発見、事後までの切れ目ない対応ができるように新城市地域包括支援センター、新城市基幹相談支援センターなど関係機関との連携強化を図っていきます。	高齢者支援課 福祉課
民生・児童委員などとの連携	・民生・児童委員などからの情報提供や相談内容を関係機関へつなぐことができるように対応します。	福祉課
「困難な問題を抱える女性」に関する相談支援及び体制の整備	・愛知県女性相談センター、新城福祉相談センター、警察などの関係機関及び庁内関係部署、民生・児童委員などと連携を図り、相談に応じて支援します。 ・必要に応じて既存の会議体を活用しながらケース会議を実施し、支援を強化します。	こども家庭センター 福祉課

新規

重点

## ② セクシュアル・ハラスメントなどへの対策の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
企業などに対するハラスメント防止の啓発	・職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの防止に向け、企業などへ啓発します。	産業政策課
市職員におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関する啓発及び相談体制の強化	・市職員にセクシュアル・ハラスメント防止などを啓発します。また、定期的にハラスメント防止研修を実施します。 ・身近な職員に相談できるように庁内において「ハラスメント相談員」を複数配置します。	秘書人事課

## ( 5 ) 人権の尊重

基本的人権、男女平等に関する理解を深めるとともに、性的マイノリティ（少數者）なども含んだ、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に發揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

また、外国籍の人が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

## ① 人権に関する啓発の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
広報などにおける男女平等に関する表現の徹底	・行政が発行する広報紙をはじめとする刊行物やチラシにおいて、固定的な観念にとらわれないような文章表現、イラスト、写真に努めます。	全課（室）

## ② 人権に関する相談の充実

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
相談事業	・「人権行政相談」を実施します。 ・女性、L G B Tなどの性的マイノリティ、子ども、高齢者、障がい者などから相談があれば対応できるように市内外の関係部署と連携を図り、支援します。	市民課  市民自治 推進課

## ③ 多様性を認め合う社会の推進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
性的マイノリティへの理解促進	・L G B Tなどの性的マイノリティへの理解促進のため、啓発に努めます。 ・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」について啓発します。	市民自治 推進課
多国籍社会における人材育成	・市民や中学生、高校生等を海外友好都市へ派遣するなど、国際社会理解の機会をつくり、文化交流を通じたグローバルな人材育成を進めます。	市民自治 推進課
市内外の様々な団体との交流促進	・新城市国際交流協会や地域団体などと協働で、子ども、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国籍の人など、市内外の様々な立場の人、団体との交流を促進し、多様性についての理解の醸成につなげます。	市民自治 推進課

## 基本目標 2 家庭・地域等あらゆる場で男女が共に参画できるまちづくりの推進

### (1) 家庭生活への男女共同参画の促進

男性の家庭における固定的な性別役割分担意識を変えることで、従来の家庭外の仕事中心の生き方ではなく、育児や介護など家庭内の仕事について、責任を分かち合うことができるようになります。

そのためには、男性の学校行事などへの参加や育児、介護への参加を働きかけ、理解の促進を図るために知識や技術の習得を支援します。

#### ① 家庭生活における男女共同参画の促進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
「共育の日」や「はぐみんデー」の啓発	・「共育の日」の啓発、普及に努めます。 ・「はぐみんデー」を子育て応援の日（毎月19日）として啓発、普及に努めます。	生涯共育課 こども未来課
子育てに関する講座の開催	・家庭において、男女が協力して家事や子育てに取り組めるよう講座を開催します。	こども家庭センター

### (2) 行政区活動への女性の参画の促進

女性参画の拡大に向け、役員への登用に取り組むとともに、女性自身の意識向上を図り、積極的な参画を促します。

#### ① 行政区活動における男女共同参画の促進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
行政区役員や各種委員などに対する男女共同参画の啓発	・地域における行政区役員や各種委員などに対して、女性の参画を促すように啓発します。	市民自治推進課

重点

### (3) 地域づくり分野における男女共同参画の推進

ボランティアや市民活動などへの女性の参画を更に促進するために、活動についての情報提供の充実を図ります。

#### ① 地域づくり、市民協働事業への参画の促進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
ボランティア・NPOなどの市民活動団体に係る情報の共有及び提供	・男女ともに地域活動に参画し、活動を担うための情報を共有します。 ・東三河情報サイト「どすごいネット」や社会福祉協議会が作成する情報誌などにより、ボランティア・NPOなど市民活動団体に係る情報を提供します。	市民自治推進課

### (4) 防災・災害復興における女性や性的マイノリティの参画促進

防災や防犯の活動に女性や性的マイノリティ、外国籍の人などの積極的な参画を推進し、政策立案段階からの参画や活動現場における参画を促すとともに、多様で異なる支援ニーズに配慮するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策を推進します。

#### ① 男女双方等の視点に配慮した防災活動などの推進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
地域防災計画の推進及び災害時の支援	・地域防災計画に男女双方や性的マイノリティ、外国籍の人の視点を位置づけ、施策への参画を促していきます。 ・災害時における避難所の運営は、避難者のニーズの把握に努めるとともに、適切な支援を実施します。	防災対策課
自主防災会活動などへの女性参画の促進	・女性が積極的に参画している防災ボランティアの会、新城はぐるまの会など既存の団体による防災活動に協力します。	防災対策課

## (5) 多様な意見を拾う場や交流する機会の充実

若者議会、地域協議会などへの参加を呼びかけ、様々な意見や考えなどを話し合うことができる機会を提供するとともに、多様な意見を拾う場や交流する機会を充実します。

### ① 多様な意見を拾う場の充実

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
若者議会の開催	・若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合い、若者の力を活かすまちづくり施策を提案するため、若者議会を開催します。	市民自治 推進課
「市長とのふれあい トーク」などによる 意見聴取	・市政に関する市民からの多様な意見を聴き取る機会を提供します。	秘書人事課

### ② 市民が交流する機会の充実

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
市民まちづくり集会 の開催	・まちづくりの担い手である市民、議会、行政が一堂に会し、意見交換を行い、情報や意識の共有を図るために、市民まちづくり集会を開催します。	市民自治 推進課
地域協議会の開催	・地域ごとに異なる課題や将来像などを話し合い、地域の声として市に届けるため、地域協議会を開催します。	市民自治 推進課

## (6) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会などへの女性登用に取り組むとともに、市の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職への積極的な任用に取り組みます。

## ① 審議会などへの女性委員の登用促進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
審議会などへの女性委員の登用促進	・審議会などへの女性委員の登用率を令和13年度末までに40%とし、年度ごとに達成状況を公表します。	全課（室）

## ② 管理職などへの女性の任用促進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
男女間格差のない人事管理の推進	・「新城市人材育成基本方針」に基づき、採用・昇任・配置・評価など人事管理上のあらゆる面で、男女間格差をなくし、個人の能力を積極的に活用するよう努めます。	秘書人事課

## ③ 女性の人材育成と人材情報の提供

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
地域リーダー育成及び人材バンク活用	・地域のリーダーとして参画できる人材を育成するため、研修会を開催するとともに、県のセミナーなどへ人材を派遣します。 ・審議会などに参画できる女性の人材育成と発掘、幅広い分野への女性の社会参画を図るため、女性人材バンクの活用を促進し、多様な人材確保を図ります。	市民自治推進課
市職員における女性の人材育成	・市町村アカデミーや自治大学校の研修に積極的に派遣し、将来の女性幹部職員の育成を図ります。	秘書人事課

## 基本目標3 就業の場での女性の活躍促進

### (1) 「ワーク・ライフ・バランス」の推進

長時間労働の削減や生産性の向上など、働き方改革を進めることや男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性など、関係機関と連携して周知します。

また、労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、職場における「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を実現する取り組みが推進されるように啓発、支援します。

#### ① 子育て支援の推進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
こども園などの充実	・「新城市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者が安心して働くように、こども園などの充実を図ります。	こども未来課
新城市ファミリー・サポート・センターの充実	・「新城市ファミリー・サポート・センター」について周知するとともに育児の相互援助体制を充実させ、仕事と育児を両立しながら、安心して働くことのできる環境を整備します。	こども未来課
相談体制の充実	・こども家庭センターや子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する相談体制を更に充実させ、子育て世代の不安の解消に取り組みます。	こども家庭センター
こども家庭センター機能の充実	・妊娠期から18歳までの子どもとその家族や若者（概ね40歳まで）に対して、切れ目のない一貫性と継続性を持った相談と支援を行います。 ・専任職員を配置して、子育ての悩みや相談について保護者に寄り添い、改善や解決を援助します。	こども家庭センター
市職員の子育てを応援する職場環境づくりの推進	・「新城市職員の子育て応援マニュアル」を全職員に周知し、安心して子育てができる職場環境づくりを推進します。	秘書人事課

重点

重点

## ② 育児・介護休業制度の利用促進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
企業などへの育児・介護休業制度の啓発	・育児・介護休業制度などの情報を企業などへ提供し、啓発します。	産業政策課
市職員における育児休業などを取得しやすい環境の整備	・育児休業制度などの周知とともに、個々の職員の状況に応じた子育てを支援する制度について、説明し、育児休業などが取得しやすい環境づくりに努めます。 ・男性が育児へ参加しやすいように、育児休業制度などについての周知を図ります。 ・育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援し、職員が安心して職場復帰ができるようにテレワークの活用や職場復帰のための研修を実施します。	秘書人事課

## ③ 職場における仕事と生活の両立支援の促進

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
企業などへの両立支援の啓発	・愛知県の「ファミリー・フレンドリー企業」の普及拡大のため、制度の啓発を進めます。 ・表彰制度や事業所訪問などによる経営者、管理職層に対する啓発を実施します。	産業政策課
市職員における両立支援の推進	・育児を行う職員について、深夜勤務、超過勤務を極力行わせないように配慮し、「ノー残業デー」の周知徹底、休暇取得の推進など職員が仕事と子育てや介護の両立を図ることができる環境づくりに取り組みます。	秘書人事課

重点

## (2) 女性のチャレンジ支援

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、女性が能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、女性の活躍推進に向けた取り組みを進めます。

## ① 女性のチャレンジ支援の推進

重点

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
就労や起業に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・就労を希望する女性に対し、ハローワークなどからの情報を提供します。</li><li>・出産や育児などで離職した女性の再就職支援を目的に専門的機関と相談会などを連携して開催します。</li><li>・起業する女性を支援します。</li></ul>	産業政策課
働く女性のキャリア形成意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>・女性活躍支援を効果的に促進するために、関係機関と連携したセミナーなどを開催します。</li></ul>	産業政策課

## ( 3 ) 就業環境の改善

職場のトップや管理職が働きやすい職場づくりを率先垂範していくことで、職場でともに働く部下の「ワーク・ライフ・バランス」応援します。

また、組織の業績アップにつながり、仕事と生活も併せて充実できるように、「イクボス制度」を推進していきます。

## ① 労働環境の改善に関する啓発

### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
労働環境改善に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女の区別なく、あらゆる人の労働環境が改善されるように情報提供に努めます。</li><li>・勤労者のための生活相談（月1回程度）を実施します。</li></ul>	産業政策課
企業などへのイクボス制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業などが「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、経営者も労働者も満足する新しい働き方へ改革する契機となるように「イクボス宣言プロジェクト」の啓発に努めます。</li></ul>	産業政策課
市職員におけるイクボス制度の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・部下の仕事と家庭の両立を支援できる管理職を育成するため、「イクボス」に関する研修の実施や情報を提供します。</li></ul>	秘書人事課

## (4) 農林業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

農林水産業、商工自営業などに従事する男女が、その役割に応じて適正な評価を受けるとともに、互いに協力し合いながら生産や経営などに取り組んでいくような環境づくりを進めます。

### ① 家族経営協定の推進

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
家族経営協定の推進	・家族経営協定を推進することで、就業条件、経営方針や経営計画などのルールづくりを進め、望ましい農家生活の実現を図ります。	農業課

### ② 起業者への活動支援

#### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
起業者への活動支援	・「新城市地域産業総合振興条例」に基づき、新城市で起業することを目指す人に対し、活動を支援します。	産業政策課



## 基本目標4 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

### (1) 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査や検診の充実を図るとともに、女性特有の疾病の予防に努めます。

また、思春期や更年期などのライフステージに応じた健康支援を行っていくために、年代に応じた健康相談や健康診査、検診の充実を図っていきます。

#### ① 生涯を通じた心身の健康維持・増進

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
生涯を通じた心身の健康維持・増進	・「しんしろ健康づくり21計画」に基づき、個人、家庭、地域、職場等で生涯にわたる健康づくりへの取り組みを推進します。	健康課

#### ② 母子保健の充実

##### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
妊娠・出産・産後に関する健康支援	・妊娠・出産・育児期までの母子の健康保持、増進に向け正しい知識の普及、啓発に努めます。 ・妊娠婦健康診査・乳児健康診査を実施し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。 ・乳児家庭へ訪問し、母子の心身の健康状態を把握し、育児支援や助言を行います。	こども家庭センター
妊娠・出産・育児の安心応援	・聖隸三方原病院の産科オープンシステムを利用し、安心・安全なお産ができるように関わります。 ・産後ケア、母乳育児を推進し、早期愛着形成に努めます。	しんしろ助産所

### ③ 性に関する適切な情報提供と性教育の推進

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
相談活動の運営と協力	・養護教諭・スクールカウンセラーなど、関係職員と連携するとともに、教育相談室や保健室の機能を有効に活用して性教育の適切な情報提供に努めます。	学校教育課
教職員研修の充実	・教職員が適切に相談活動を行うことができるよう、職員研修や資料提供などを行います。	学校教育課
性に関する教育や学習機会の充実	・学校での保健授業において、心の健康、性に関する問題などを取り上げ、学習機会の充実を図ります。 ・市民向けに性に関する適切な情報提供に努めます。	学校教育課 しんしろ 助産所 市民自治 推進課

#### （2）生活に困難を抱える世帯への支援

高齢者や障がい者、そしてその家族が、住み慣れた地域の中で、安心して、安全に暮らし続けていくために、在宅生活の支援などのきめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。

また、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、支援の充実に努めます。

更に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されました。女性が女性であることにより直面しやすいDVやストーカー被害、性的な被害、不安定な就労状況などの課題解決のために女性に特化した法律が整備されたことで、女性に対する相談窓口や支援体制の強化、充実を図っていきます。【再掲】

#### ① 高齢者・障がい者の自立支援

#### 【 主な取り組み 】

事業名	事業概要	主担当課
高齢者福祉計画の推進	・「新城市高齢者福祉計画」に基づき、東三河広域連合で策定した介護保険事業計画と整合性を図り、高齢者施策を推進していきます。 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制やネットワークづくりに取り組みます。	高齢者支援課

事業名	事業概要	主担当課
公共交通対策課 公共バス路線の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス及びコミュニティバスを維持・拡充します。</li> <li>・駅や公共機関、病院、商業施設などを経由するルートの設定やデマンド型交通の普及により、利便性の確保を図ります。</li> </ul>	公共交通対策課
福祉課 新城市障害者計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新城市障害者計画」に基づき、障がいのある人やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援を行います。</li> <li>・個々のニーズに応じた支援だけでは解決できない課題については、地域の関係者が集う協議会などで情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。</li> </ul>	福祉課

## ②ひとり親世帯の自立支援

### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
こども未来課 こども家庭センター 支援の充実	・子育て生活支援、就労支援、経済的支援、教育支援、養育支援をきめ細かく実施します。	こども未来課 こども家庭センター

## ③困難な問題を抱える女性への支援【再掲】

### 【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
こども家庭センター 新規 重点 「困難な問題を抱える女性」に関する相談支援及び体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県女性相談センター、新城福祉相談センター、警察等の関係機関及び府内関係機関、民生・児童委員などと連携を図り、相談支援に応じます。</li> <li>・必要に応じて既存の体制を活用するなどにより、ケース会議を実施し、支援を強化します。</li> </ul>	こども家庭センター 福祉課

## 成果指標

新城市パートナープランでは、男女共同参画社会の実現に向けて、次の項目について数値目標を設定します。

※ 後期計画で変更

基本目標	指 標	現状 (H30)	目標 (R13)
基本目標1	男女共同参画社会の周知度	52.1%	↗
	固定的性別役割分担意識に賛成する人の割合	市民全体:22.8% 60歳以上:32.8%	市民全体:15.0% 60歳以上:20.0%
	学校教育の場での平等感	53.8%	↗
	子育てに参加している父親の割合	93.0%	96.0%
	DVを受けた経験のある方の割合	14.9%	↘
	DVの経験のある方で「どこにもだれにも相談していない」と回答した割合	60.0%	↘
基本目標2	LGBT (Q) の周知度	44.6%	80.0%
	社会全体における男女の地位の平等感	12.9%	↗
	防災会議における女性の参画率	9.8%	20.0%
	審議会委員等への女性登用率	25.1%	40.0%
	女性人材バンク登録者数	20人	45人
基本目標3	参考：市職員管理職（課長級以上・一般行政職のみ）の女性任用率	8.3%	※ 15.0%
	管理的職業従事者に占める女性の割合	18.2%	20.0%
	新城市で「ファミリー・フレンドリー企業」に登録している企業数	11件	↗
	「子育てを応援するためのサービス」の満足度	74.3%	↗
基本目標4	参考：市職員男性の育児休業取得率	10.3%	※ 85.0%
	「健康づくり支援」の満足度	72.0%	↗
	「高齢者の自立支援や福祉対策」の満足度	65.5%	70.0%
	「障がい者の自立支援や福祉対策」の満足度	66.1%	70.0%



## 計画の推進

### 1 / 協働による計画の推進

男女共同参画を推進するため、各施策の立案から実施まで、男女共同参画の視点を取り入れ、問題や改善すべき点を共有し実行します。

また、市民の意見や生活環境の変化に対応していくために、国・県・その他関係機関等と連携し、計画の推進を図ります。

市は、率先して男女共同参画社会実現のために課題に取り組む必要がありますが、男女共同参画の意識を醸成するためには、市民、地域団体、事業者、NPO法人、関係機関などが一体となって取り組むことが重要です。

市は、様々な機会を通じ、市民へ情報提供や意識啓発を行い、相談支援体制を充実させ、一丸となって男女共同参画を推進します。

女性の活躍推進のために社会全体で取り組むべき「ワーク・ライフ・バランス」の推進に関しては、市内事業者等との連携を密にし、推進体制を構築していきます。

### 2 / 計画の推進体制と評価

本計画において位置付けた各施策を着実に推進するため、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のPDCAサイクルで事業の進捗管理を行い、「継続的改善」の考え方で施策を推進していきます。

計画に位置付けられる施策や主な取り組みについては、「新城市男女共同参画審議会」で計画に記載されている事業の進捗状況と施策の効果などを検証、評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直していきます。

また、計画の見直しに向けては、市民意識調査などを実施して、内容の検討をしていきます。

更に、各部署による事業の評価、施策の調整、進行管理を行い、より良い取り組みを推進していきます。



## 参考資料

### 1 / 新城市男女共同参画審議会条例

平成24年12月20日

条例第33号

改正 平成25年3月28日条例第7号

平成28年3月22日条例第6号

令和4年12月16日条例第25号

(設置)

第1条 新城市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、新城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関すること。
- (2) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）の策定及び改定に関すること。
- (3) 基本計画の実施状況の点検及び評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会の形成に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体から推薦を受けた者
- (2) 男女共同参画に関する識見を有する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民協働部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成25年3月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第6号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2 / 新城市男女共同参画審議会委員

(任期：令和9年3月31日)

	区 分	氏 名	備考
1	市民（公募）	中谷 昌美	副会長
2	市民（公募）	平野 忠	
3	市民（公募）	古田 多紀子	
4	愛知大学教授（学識経験者）	樋村 愛子	会長
5	自治振興事務所	原田 克幸	
6	人権擁護委員	片桐 厚史	
7	新城青年会議所	河合 枝里子	
8	新城公共職業安定所	内藤 孝義	
9	市商工会女性部	松浦 恵子	

(順不同 敬称略)

### 3 / 策定経過

開催日時	検討内容
令和元年 6月 26 日	令和元年度 第1回新城市男女共同参画審議会 ・平成30年度プランの評価・点検 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和元年 7月 23 日	第2次新城市男女共同参画プラン策定庁内検討会議
令和元年 8月 29 日	令和元年度 第2回新城市男女共同参画審議会 ・平成30年度プランの評価・点検 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和元年 9月 30 日	第2次新城市男女共同参画プラン策定庁内検討会議
令和元年 10月 23 日	令和元年度 第3回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和2年 1月 16 日	令和元年度 第4回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和2年 1月 20 日 ～2月 20 日	パブリックコメントを実施
令和2年 3月 6 日	令和元年度 第5回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プランの策定について
令和2年度 ～令和5年度	プランの施策に係る前年度の評価・点検等
令和6年 7月 26 日	令和6年度 第1回新城市男女共同参画審議会 ・プランの施策に係る評価・点検 ・第2次新城市男女共同参画プランの中間見直しについて ・新城市パートナープラン（第2次男女共同参画プラン）の意識調査について
令和6年 10月 7 日	後期計画策定にかかる市民意識調査を発送（無作為1,000人）
令和6年 11月 28 日	令和6年度第2回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プラン令和5年度評価及び点検 ・新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン） 後期計画策定に係る市民意識調査の報告
令和7年 1月 21 日	令和6年度第3回新城市男女共同参画審議会 ・新城市的男女共同参画施策について（答申案） ・新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プラン） 後期計画策定に係る意識調査結果について
令和7年 2月 10 日	令和6年度第4回新城市男女共同参画審議会

開催日時	検討内容
令和7年5月1日	令和7年度第1回新城市男女共同参画審議会
令和7年9月25日	令和7年度第2回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プラン令和6年度評価及び点検 ・新城市パートナープラン（第2次新城市男女共同参画プランの中間見直し）
令和7年11月14日	令和7年度第3回新城市男女共同参画審議会 ・新城市パートナープラン後期計画の策定について
令和7年12月22日～令和8年1月21日	新城市パートナープランパブリックコメントを実施
令和8年2月 日	令和7年度第4回新城市男女共同参画審議会 ・第2次新城市男女共同参画プラン令和6年度評価答申
令和8年3月 日	令和7年度第5回新城市男女共同参画審議会 ・新城市パートナープラン後期計画の策定について答申



## 4 / 男女共同参画に関する世界・国・県・市の動き（年表）

年号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年（目標：平等、開発、平和）</li> <li>・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）『世界行動計画』採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府婦人問題企画推進本部設置</li> </ul>	
昭和51年 (1976年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『国際婦人の10年』が始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『民法』等の一部改正（離婚後婚氏統称制度の新設）</li> </ul>	
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『国内行動計画』策定</li> <li>・国立婦人教育会館開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成</li> </ul>
昭和53年 (1978年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『婦人白書』発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県地方計画・推進計画‘78～‘80」に婦人の項目を設ける</li> </ul>
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連第34回総会『女子差別撤廃条約』採択</li> </ul>		
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『国際婦人の10年』中間年世界会議（コペンハーゲン）『国際婦人の10年後半期行動プログラム』採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『民法』等の一部改正（配偶者相続分改正、寄与分制度新設）</li> </ul>	
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約『156条約』採択（ILO）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『国内行動計画後期重点目標』策定</li> <li>・『母子福祉法』改正</li> </ul>	
昭和57年 (1982年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける</li> </ul>
昭和58年 (1983年)			
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回日本女性会議（以後毎年開催）</li> </ul>	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『国際婦人の10年』最終年世界会議（ナイロビ）（2000年に向けての）『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略』採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正『国籍法』成立（父系血統主義から父母両血統主義へ）</li> <li>・『男女雇用機会均等法』成立</li> <li>・『女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃条約）』批准</li> </ul>	
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	
昭和62年 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『西暦2000年に向けての新国内行動計画』策定</li> </ul>	
昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『労働基準法』一部改正（労働時間の短縮）</li> </ul>	
平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第44回国連総会において『児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）』採択、1990年に発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働省『パートタイム労働指針』発表</li> <li>・『国の審議会等における婦人委員の登用促進』提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける</li> <li>・「あいち女性プラン」策定</li> </ul>

年号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会 拡大会期</li> <li>国連経済社会理事会 『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び 結論』採択</li> </ul>		
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『育児・介護休業法』 公布</li> <li>『西暦2000年に向けて の新国内行動計画(第一次改定)』策定</li> </ul>	・「女性総合センター基 本計画」策定(県)
平成4年 (1992年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題担当大臣(官 房長官兼務)設置</li> </ul>	
平成5年 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法施 行</li> <li>男女共同参画社会に向 けての全国会議開催</li> </ul>	
平成6年 (1994年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際人口・開発会議 (カイロ)</li> <li>リプロダクティブヘル ス/ライツを打ち出した 行動計画を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画推進本部 設置</li> <li>男女共同参画審議会設 置(政令)</li> <li>『児童の権利に関する 条約(子どもの権利条 約)』批准</li> </ul>	・「あいち農山漁村女性 プラン」策定(県)
平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議－ 平等、開発、平和のため の行動(北京)『北京 宣言及び行動綱領』採 択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『育児・介護休業法』 改正(介護休業制度の 法制化)</li> <li>ILO総会にて『156号 条約』批准</li> </ul>	
平成8年 (1996年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『優生保護法』改正 (名称を『母体保護 法』へ)</li> <li>『男女共同参画2000年 プラン』策定</li> </ul>	
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『男女共同参画審議会 設置法』施行</li> <li>『男女雇用機会均等 法』『労働基準法』『育 児・介護休業法』改正</li> <li>『介護保険法』公布</li> </ul>	・「あいち男女共同参画 2000年プラン」策定 (県)
平成10年 (1998年)			・「愛知2010 計画」策定 (分野別計画に男女共 同参画を位置づけ) (県)
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『男女共同参画社会基 本法』施行</li> </ul>	・「北陸・東海・近畿地 区男女共同参画推進知 育会議」を総理府と共 催で実施(県)
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会『女性 2000年会議』 (ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『男女共同参画基本計 画』策定</li> <li>『ストーカー行為等の 規制等に関する法律』 施行</li> <li>『児童虐待の防止等に 関する法律』施行</li> </ul>	

年号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に男女共同参画会議および男女共同参画局設置</li> <li>『女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から11月25日）』実施決定</li> </ul>	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定（県）
平成14年 (2002年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』施行</li> <li>『育児・介護休業法』改正</li> </ul>	・愛知県男女共同参画推進条例制定（県）
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃委員会による日本レポート審議（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部『女性のチャレンジ支援策の推進について』策定</li> <li>『次世代育成支援対策推進法』公布、施行</li> </ul>	
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正及び同法に基づく基本方針の策定</li> <li>『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正</li> </ul>	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定（県）
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会／『北京+10』閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『男女共同参画基本計画（第2次）』策定</li> <li>女性の再チャレンジ支援策検討会議『女性の再チャレンジ支援プラン』策定</li> <li>『育児・介護休業法』改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいち子育て・子育ち応援プラン」策定（県）</li> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定（県）</li> </ul>
平成18年 (2006年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>『東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『男女雇用機会均等法』改正</li> <li>『女性の再チャレンジ支援プラン』改定</li> <li>『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』施行</li> </ul>	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」改定（県）
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>『第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（インド）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』及び『仕事と生活の調和推進のための行動指針』策定</li> <li>『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』改正</li> <li>『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正</li> </ul>	

年号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省『新待機児童ゼロ作戦』策定</li> <li>・『次世代育成支援対策推進法』改正</li> <li>・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針』の改定</li> <li>・『仕事と生活の調和推進室』設置</li> <li>・『パートタイム労働法』改正</li> <li>・『労働基準法』一部改正交付（平成22年4月施行）</li> <li>・『児童虐待の防止等に関する法律』一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定（県）</li> </ul>
平成21年 (2009年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（韓国）</li> <li>・女子差別撤廃委員会が第6回日本審査の総括所見発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『母子及び寡婦福祉法』改正</li> <li>・『育児・介護休業法』改正</li> <li>・『育児・介護休業法』に基づく紛争解決援助制度がスタート</li> <li>・『高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『新城市男女共同参画プラン』策定（市）</li> </ul>
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第54回国連婦人の地位委員会『北京+15』記念会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第3次男女共同参画基本計画』策定</li> </ul>	
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（カンボジア）</li> <li>・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定（県）</li> </ul>
平成24年 (2012年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正『育児・介護休業法』の全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人あいち男女共同参画財団から公益財団法人あいち男女共同参画財団に名称変更（県）</li> <li>・『新城市男女共同参画プラン中期』策定（市）</li> </ul>
平成25年 (2013年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催（中国）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正</li> <li>・『ストーカー行為等の規制等に関する法律』一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定（県）</li> </ul>
平成26年 (2014年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『すべての女性が輝く社会づくり本部』設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室を廃止し、男女共同参画推進課を設置（県）</li> </ul>

年号	世界の動き	国の動き	県・市の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第59回国連婦人の地位委員会『北京+20』(ニューヨーク)</li> <li>・国連サミット(ニューヨーク)：持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次男女共同参画基本計画：計画期間(施策)：平成28～32年度まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第1回新城市女性議会』開催(市)</li> <li>・「あいち男女共同参画プラン2020」策定(県)</li> </ul>
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第6回東アジア男女共同参画担当大臣会合』開催(タイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『育児・介護休業法』等改正(介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務等)</li> <li>・『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』(女性活躍推進法)施行</li> <li>・『ニッポン一億総活躍プラン』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『新城市男女共同参画プラン後期』策定(市)</li> <li>・『第2回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>
平成29年 (2017年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・『育児・介護休業法』改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第3回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>
平成30年 (2018年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第4回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>
平成31年・ 令和元年 (2019年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法の一部改正</li> <li>・『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』一部改正</li> <li>・『育児・介護休業法』改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第5回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>
令和2年 (2020年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・『新城市パートナープラン(第2次新城市男女共同参画プラン)』策定(市)</li> </ul>
令和3年 (2021年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第6回新城市女性議会』開催(市)</li> <li>・あいち男女共同参画プラン2025策定(県)</li> </ul>
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界経済フォーラム(ダボス会議)開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)が公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第7回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が公布</li> <li>・性犯罪法の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『第8回新城市女性議会』開催(市)</li> </ul>

年 号	世界の動き	国 の動き	県・市 の動き
令和6年 (2024年)		・女性支援新法の施行	・「新城市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」開始 (市) ・『第9回新城市女性議会』開催 (市) ・男女共同参画に関する市民意識調査 (市)
令和7年 (2025年)	・「ESCAP北京+30に関するアジア太平洋閣僚級会合」(タイ・バンコク) ・第69回国連女性の地位委員会『北京+30』	・女性活躍推進法の期限延長 ・『女性版骨太の方針』策定 ・『第6次男女共同参画基本計画』策定	・『第10回新城市女性議会』開催 (市) ・あいち男女共同参画プラン2030策定 (県)

## 5 / 用語解説

### 【あ行】

#### アンコンシャスバイアス

無意識の偏見や無意識のバイアスとも呼ばれ、人が自覚しないまま持っている偏見や先入観のことを指します。

#### 育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」です。仕事と育児・介護の両立を支援することを目的とした法律です。1992年（平成4年）4月施行されました。男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行い、2025年（令和7年）4月から段階的に施行されました。

#### イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のことです。「イクボス宣言」とは、自らがイクボスであること、イクボスになろうとしていることを宣言するものです。

#### M字カーブ

女性の労働力率・就業率が、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することを言います。

#### LGBTQ

「LGBTQ」とは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、クィアまたはクエスチョンング（Queer/Questioning）の頭文字を取った略語です。この用語は、性的指向や性自認において多様なアイデンティティを持つ人々を指すために使用されます。

#### エンパワーメント

「力を与える」「権限を与える」という意味の言葉で、個人や集団が本来持っている能力を引き出し、自律的に行動できるようにすることを指します。

### 【か行】

#### 家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが

働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

### 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものを言います。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれます。

### キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育です。

### 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることを言います。

### 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻などの複雑化、多様化しています。コロナ禍により、こうした課題が顕在化し、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援の強化が喫緊の課題となりました。そのため、国は、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春防止法から脱却させ、先駆的な支援を実践する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の枠組を構築しています。

## 【さ行】

### 就業率と労働力率

就業率は、満15歳以上の人団のうち、就業者（仕事をしている人）が占める割合です。

労働力率は、満15歳以上の人団のうち、就業者数と完全失業者数とを合わせた数（労働力としての人口）が占める割合のことです。完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにも関わらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指します。

### ジェンダー

出生前に決定される生物学的な性とは違い、出生後に周囲と関わりながら育つ中で、こうあるべきだと身についた社会的な性を言います。

## **女子差別撤廃条約**

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めていました。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結しました。

## **女性人材バンク**

女性人材バンクは、各種審議会や委員会等の委員の人選、講演会・研修会の講師の人選、市の諸事業推進のため女性人材を必要とする時等に活用し、審議会等における女性の登用率の向上や女性の人材の活用率の向上を図ります。

## **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

自らの意思によって職業生活を営み、または、営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的です。

基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めています。10年間の时限立法で、2015年（平成27年）9月に公布・施行されました。2025年（令和7年）6月に改正法が公布され、さらに10年間延長になっています。

## **ストーカー**

ストーカーとは、「つきまとい行為」や「位置情報無承諾取得等」などを繰り返し行うことで、ストーカー規制法という法律で規制されています。

## **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）**

性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認＝自分がどのような性であるか自覚していること）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分ない現状に鑑み、多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進を明文化したものです。令和5年6月施行しました。

## **性的マイノリティ（性的少数者）※【再掲】LGBTQ**

性的マイノリティは、一般的な男女ではなくくれない性的な少数者のこと、 「LGBT」もしくは「LGBTQ」を指します。

## **性犯罪法（刑法性犯罪規定）**

性犯罪を防止し、被害者を保護することを目的とした刑法及び刑事訴訟法などの法律群の総称です。

## **セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な様のものが含まれます。

## **早期愛着形成**

生後間もない赤ちゃんが母親などの特定の人に信頼感や安心感を抱き、心理的な絆を築くプロセスのことです。

## **【た行】**

### **男女共同参画社会**

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と「男女共同参画社会基本法」第2条で定義されています。

### **男女共同参画社会基本法**

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。1999年（平成11年）6月に施行されました。

### **男女雇用機会均等法**

雇用における性別による差別を禁止し、男女が平等な機会と待遇を得られるようすることを目的とした法律です。具体的には、募集・採用から配置、昇進、教育訓練、退職など、雇用管理の各段階での性別に基づく差別を禁止しています。更に、婚姻・妊娠・出産を理由とする不利益取扱いを禁止し、職場でのセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント防止のための事業主の措置を義務付けています。1986年（昭和61年）4月に施行され、2025年（令和7年）6月に改正法が公布されました。この改正は、女性活躍推進法や労働施策総合推進法と一体的に行われ、主にカスタマーハラスメント対策の義務化などが含まれています。

### **デマンド型交通**

利用者が事前に予約することで、複数の利用者が乗り合い、予約に応じて運行する「タクシーと路線バスの中間」のような交通システムです。

## 特定事業主行動計画

国や地方公共団体などの特定事業主が、次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育て・家庭生活を両立させ、性別にかかわらず能力を発揮できる職場環境を実現するために策定する行動計画のことです。具体的な目標や取り組みを定めて、職員がいきいきと働く職場づくりを目指します。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力があります。

デート DV は、交際中のカップル間で起こる DV を言います。

### 【は行】

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とします。（平成 13 年 10 月施行）

#### 配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設です。

センターでは次の業務を行います。

- ・相談
- ・医学的・心理学的な指導
- ・一時保護
- ・自立支援のための情報提供及び援助
- ・保護命令制度に関する情報提供・援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供及び援助

#### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、日本のいくつかの地方自治体で導入されている制度で、主に LGBTQ カップルや多様な家族構成を認め、法律上の婚姻関係に準ずる形で、さまざまなサービスや権利を提供することを目的としています。

この制度は日本国内における多様な家族形態を尊重し、支援するための一環として導入されていて、新城市も導入しています。

#### ファミリーフレンドリー企業

社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業です。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けています。

#### PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の 4 つの段階を繰り返すことで、業務の品質や効率を継続的に改善していくフレームワークです。このサイクルを回すことで、問題の発見や修正が促進され、成果の精度を高めることができます。

## ひとり親

一般的に、現在婚姻していない状況で、20歳未満の子どもを扶養・養育している親（母または父）を指します。母子家庭や父子家庭とも呼ばれます。

## ポジティブアクション

男女間の格差を解消し、実質的な機会均等を確保するために、企業や団体が自主的に行う積極的な取り組みのことです。具体的には、女性の管理職が少ない職場などで、女性の採用や昇進を積極的に促進する措置などが含まれます。これは、法律による差別の禁止だけでは是正できない「事実上の格差」を解消することを目的としています。

## 【ま行】

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせのことです。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、事業主が労働者に対して妊娠等を理由とする不利益取り扱いを行うことは禁止されていましたが、法改正により、平成29年1月から、妊娠等を理由とする就業環境を害する言動や嫌がらせについての防止措置が明記されました。

## 【ら行】

### リプロダクティブヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルスは「性と生殖に関する健康」という包括的な概念で、心身ともに健康で、性や生殖に関して自分らしく生きられる状態を指します。一方、リプロダクティブ・ライツは、このヘルスを享受するための「権利」であり、妊娠・出産・避妊などを自己決定する権利を意味します。つまり、「ヘルス」が状態や目標であり、「ライツ」がそれを実現するための具体的な権利と言えます。

## 両立支援

従業員の仕事と生活の両立を企業などの雇用者側が支援することで、従業員が育児や介護といったライフイベントによって離職することを防ぐなど、職場環境を整備する取り組みです。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できることを指します。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページから

## 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。



男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

### 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

### 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

#### 基本理念

## 男女共同参画社会を実現するための5本の柱

### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようになります。

### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

## 国・地方公共団体及び国民の役割

### 国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

### 国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

**新城市パートナープラン**  
(第2次新城市男女共同参画プラン)  
【後期計画】

令和8年3月  
新城市  
(市民自治推進課)

〒441-1392  
TEL 0536-23-7697

愛知県新城市字東入船115番地  
FAX 0536-23-2002